

令和5年第1回東洋町議会定例会会議録

(第 2 号)

令和5年3月14日(火)

東洋町議会

余 白

令和5年第1回東洋町議会定例会会議録

招集場所 東洋町役場 議会議場

開 会 令和5年3月14日(火) 午前9時00分宣告

出席議員(8名)	議長	福島 登 君	副議長	西岡 尚宏 君
	1番	廣田 斎史 君	2番	安岡 良仁 君
	3番	高畠 俊彦 君	4番	武山 裕一 君
	6番	今宮 裕明 君	7番	田島 毅三夫 君

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町長	松延 宏幸 君
教育長	蛭子 浩久 君
会計管理者	北川 晃彦 君
総務課長	生松 克祐 君
税務課長	田岡 いずみ 君
住民課長	築地 仲音 君
産業建設課長	小池 昭平 君
教育次長	大坪 靖幸 君
地域包括支援 センター事務局長	近藤 真人 君
総務課長補佐	堀川 歩 君
税務課長補佐	奥村 忍 君
住民課長補佐	田岡 伊織 君
産業建設課長補佐	手島 憲作 君
産業建設課長補佐	生田 憲一 君
代表監査委員	弘田 賀軌 君

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長	伊吹 真貴博
事務局書記	廣田 知美

議事日程 別紙のとおり

議事のとんまつ 別紙のとおり

会議録署名議員 2番 安岡 良仁 君 3番 高畠 俊彦 君

令和5年第1回東洋町議会定例会議事日程

(第 2 号)

令和5年3月14日(火) 午前9時開議

- | | | |
|--------|-------|---|
| [日程第1] | 議案第1号 | 東洋町個人情報保護法施行条例を定めることについて |
| [日程第2] | 議案第2号 | 東洋町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについて |
| [日程第3] | 議案第3号 | 東洋町情報公開・個人情報保護審査会条例を定めることについて |
| [日程第4] | 議案第4号 | 東洋町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正することについて |
| [日程第5] | 議案第5号 | 東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについて |
| [日程第6] | 議案第6号 | 東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについて |
| [日程第7] | 議案第7号 | 阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについて |
| [日程第8] | 議案第8号 | 安芸広域障害支援区分認定審査会からの脱退について |
| [日程第9] | 議案第9号 | 東洋町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例を定めることについて |

- [日程第10] 議案第10号 地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについて
- [日程第11] 議案第11号 東洋町看護師等養成奨学金貸付条例を定めることについて
- [日程第12] 議案第12号 令和4年度東洋町一般会計補正予算(第5号)を定めることについて
- [日程第13] 議案第13号 令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を定めることについて
- [日程第14] 議案第14号 令和5年度東洋町一般会計予算を定めることについて
- [日程第15] 議案第15号 令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第16] 議案第16号 令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第17] 議案第17号 令和5年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第18] 議案第18号 令和5年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第19] 議案第19号 令和5年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第20] 議案第20号 令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについて

- [日程第21] 議案第21号 令和5年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第22] 議案第22号 令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについて
- [日程第23] 議案第23号 甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の変更について
- [日程第24] 議案第24号 東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについて
- [日程第25] 発議第1号 介護保険制度の改善を求める意見書について
- [日程第26] 発議第2号 会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書について
- [日程第27] 発議第3号 普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書について
- [日程第28] 議員派遣について
- [日程第29] 閉会中の継続審査・調査の申し出
(1)総務教育民生常任委員会
(2)産業建設常任委員会
(3)議会運営委員会
- [日程第30] 一般質問

議事のでんまつ

議長

(福島 登 議長)

みなさん、おはようございます。

ただいまの出席議員は、全員であります。

よって、定足数に達しております。

これより、令和5年第1回東洋町議会定例会を開きます。

(再開時間：9時00分)

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、議案として、条例10件、補正予算2件、当初予算9件、その他3件、発議3件、議員派遣1件、閉会中の継続審査・調査の申出1件、の計29件、それと一般質問であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、3月7日に予算審査特別委員会を開催し、その報告書が届いております。

次に、本定例会で付託を受けた3件の意見書の取り扱いについて、総務教育民生常任委員会委員長から報告があり、介護保険制度の改善を求める意見書は採択、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書は採択、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書は、採択との報告でありました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入ります。

日程第 1、議案第 1 号、東洋町個人情報保護法施行条例を定めることについての件を議題とします。

質疑・討論については、本会議で提出された、すべての議案に対し、1 人 3 0 分以内、答弁時間も 3 0 分以内とし、一問一答方式で行います。また、議会会議規則第 5 4 条の規定により、発言は、すべて簡明にするものとし、議題外にわたり、または、その範囲を超えてはならず、質疑に当たっては、自己の意見を述べるできないことになっております。

その規定に反すると認めるときは、同規則第 2 項の規定により注意し、従わない場合は、発言を禁止します。

それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第 1 2 9 条第 1 項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、または、議場外への退去を命じます。

なお、議会会議規則第 6 4 条の 2 の規定により、執行部は、議員の質疑に対し反問できますので、反問する場合は、反問しますと発言の上、挙手願います。反問も制限時間に含まれます。

これらのほか、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論について、まず、本会議で提出された、すべての議案に

対し、議題となっている問題に対する自己の賛否の意見表明であり、自己の意見を、他の議員に賛同させることであります。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第1号、東洋町個人情報保護法施行条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第2号、東洋町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

(議員側自席：はい)

通告はありません。

(議員側自席：3、その次よ)

よろしいですか。通告はありませんのでね。

(議員側自席：歳やき、すいません)

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第2号、東洋町議会の個人情報の保護に関する条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第3、議案第3号、東洋町情報公開・個人情報保護審査会条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。

(田島 毅三夫 議員)

それでは議案第3号、議会の個人情報の保護に関する条例を定める件について1点だけ質疑させていただきます。

(議員側自席：議長)

7番議員

議長

(福島 登 議長)

はい。

(議員側自席：議会のとちやうで。議会のは2やきん。3や
ろ。)

3やね。

(議員側自席：田島さん3は議会書いてない、2が議会)
議案第3号。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

申し訳ございません。

東洋町情報公開・個人情報保護審査会条例を定めることにつ
いてお聞きしたいと思います。

第2条には、これでいけるんかな、ほんなら。第2条には、
個人情報として氏名が挙げられ、個人が識別される情報は保護
されるものとあります。それに基づき、住民の開示請求に対す
る資料のほとんどが氏名を黒塗りにされて公開されておしま
す。しかし、職員はもちろんですが、一般住民であっても公共
的事業に関わる仕事をした場合、その人の氏名は個人情報保護
法に該当しないと平成8年7月29日仙台地裁の判決が下りて
います。これは資料提出したんですが、断られましたので。今
後、公共事業に関係した人の氏名の公開は行うべきではないの
かということでお聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

<p>議長</p>	<p>人情報として非公開となれば、住民血税の使用目的や、費用対効果の可否が出資者である住民さんに公開されないことになります。これでは野根川開発NPOと同じであり、</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと待ってくださいよ。ちょっと待ってくださいよ。なんでそこで野根川の個人の事業が別に出てくるんですか。まるでそういうふうにとられますよ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>議員必携の</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それはやめて次進めてください</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっと聞いてください。議員必携のページ見て下さい。そういうことを言わなければ質疑にならないもので止めたものではないと</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>その部分の発言はやめて次に進んでください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっと聞いてください、ほやきに。議員の今言う意見というものは</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島議員。田島議員。発言をやめてください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>どうしてそういうことを聞かんのかね、また。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>議長の指示に従わなければ、発言を禁止することになりますよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こんな条例</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>そこをやめて次に進んでください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こんな条例おかしいのではないかという再問です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>再問ですね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい。答弁お願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員の質疑にお答えをいたします。

田島議員が今読み上げたものにつきましては、判例で公開をしなければならないと判決が下っており、かつ、しかしながらそれは限定されているものでございます。公共事業というのはたくさんございまして、一般的な情報公開条例の第6条の中に、公共事業であっても、その事業が著しく困難、遂行できないとかそういった場合は非開示ということも書いております。公共事業だから、全て個人の情報は公開するというようなことにはなっておりません。ですので、田島議員が読み上げられた裁判の内容については、ある一定限定されたものだと考えてもらったらと思っております。公共的な事業で公費の支出といえば、役場の支出は全部公費でございますし、公共的なものがほとんどでございます。その個人情報情報を全部流すとなると、個人の情報の保護という観点から、その法律にも接触（抵触）する場合もあるわけでございます。ですので、全てが公開できるというわけではないのであります。個人の情報は守られるべきという基に、今日本は、世界もそうですけども、なっております。なんでもかんでも情報を公開した場合に、個人の権利が守られないという事態にも発展しかねますので、ご理解の程よろしくお願いいたします。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

今課長からそういう答弁がございました。しかしよく考えてくださいね。それは原則という仮に言えども、あるいはまたそれによっていろいろ違うと言えども、私が言っているのは全般的に、公共事業、つまり住民さんの血税で行う事業についてはその出資者、原資を出した住民さんに対するそういう公開は必ず必要だと言っているんです。その中でやはり言われたように、いろいろとあります、事業が。だからそのために今言う、何点でしたかね、この分省くという中に、公共的な公開することが公益上必要な資料と、こう限定されているんです。特別に。つまり私たちが今まで何回も開示請求して真っ黒になって出てきた資料が、公費を使ってした資料なんです。公開されてその人がやってる資料。それに対してそれを公開することが公益上必要でないんですか、という反論が出ます。そういうあなた今これを出したらまた議長に止められますから言えませんが、話が逸れる言われますが、例はなんぼでもあるんです、議長。言わせてもらえれば。前例がね。それ言わせてもらえたら言わせてもらいますがだめでしょ？

議長

(福島 登 議長)

個別の事業とか個別のことに対してはもう出さないでください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

だからそういう事業で今までやってきたんです。だからやはり公共的あるいはまたそういう公開することが公益上必要な場合については私は公開すべきだ、こう思っているんです。以上です。

議長

(福島 登 議長)

質問なんですか。

(田島議員：答弁があれば聞きたいです)

答弁いただくんですか、もういいんですか。

(田島議員：ほんならいただきます。)

答弁してもらうんですか。

(田島議員：はい)

じゃあ3回目、これで終わりです。生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

公共的な事業で、公費の支出ということになりますと、役場はほとんど全てそうになります。

(田島議員：そうですね)

はい。そしたら情報公開条例の第6条も全く意味を成さなくなってきました。それを基に個人情報保護法という法律自体も全く意味が成さなくなってきました。今現在、田島議員が言います情報を公開しなければならない判例を使って言っておりますけども、それは裁判官はその特定のものに対して公開しなさいと言っているわけでございます。ですので、今のこの世界の現状、法の個人情報の取り扱いのことをもう少し勉強していただければと思っております。なんでも個人情報の名前を出せれるということは、今はできないということでございます。そして公益上必要というのは、なにをもって公益上必要というものなんでしょうか。それは田島議員の頭の中の定義だと思っておりますけども、それは役場の執行部側で判断をして、情報を公開するか公開しないか、それは条例の規定によって判断をして、判例によ

<p>議長</p>	<p>って判断をして、公開するわけでございます。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。</p> <p>他に質疑はありませんか。</p> <p>(なしとの声あり)</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより討論を行います。</p> <p>まず、反対者の討論はありませんか。</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今課長からそういう反論が出ました。例えばですね、平成二十何年でしたか、芸東森林組合が</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>また田島さん</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これは討論ですよ。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>討論でも言ってはいけないことはあります。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

<p>議長</p>	<p>なんで。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>そういうふうには過去の事業を出して</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>よし、わかった。じゃあその今言う何は出さないようにします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>出さないように進めてください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ある事業の公共事業の</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>それでやってください。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>公共事業の中で出勤していない方が出勤したとして、他の職員さんの名簿を見てその事業を書き込んで、1年間仕事をせずに給料を得たという、町の報酬を</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>また田島さん</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

議長

なんですかー

(福島 登 議長)

個人情報保護のと言いよんでしょ。なんでそうやって違う話を進めていくんですか。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

待ってください。聞いてからにしてください。

そういうことを私は開示請求したところ、黒塗りが出てきたんですよね。ほんならどうしますか、これ調べようがありませんよね。事実があるんですから。そういうことを踏まえて私は言っているんです。公共的利益に反するもの、そのお金は一旦事業者の方に入りますが、それは町の公金から出ていたもので、町の収入として返るもんだったんです。つまり、住民さんの血税で行った事業の収入が、本来入るべき町に入らなかったんです。こういうことがあったもので私は言っているんです。そういう公共的利益のかかるものは、やはりこれは関するものはやはり公開しなければならないと、そういうことです。だから今回のこういう条例ができたら、これからますます東洋町はそういう公開ができなくなる。しなくなる。そういうことを心配して反対討論とします。皆さんどうぞよろしくお願いします。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

次に、賛成討論はありませんか。

8番、西岡尚宏君。

8 番議員

(西岡 尚宏 議員)

私は賛成の立場から、賛成討論をやらせていただきます。

田島さんが先ほど言われました例の、名前は言えんけんというところは、裁判で刑事事件までなって、きれいに決着がついております。それと総務課長が言われたように、町の公費は全部公費です。それを全て明るみに出したら、とてもやないけんどうということとはできないと思いますので、町の何は正解だと思いますので、賛成討論といたします。

(議員側自席：議長、あれは刑事事件なっていましたかね)

議長

(福島 登 議長)

そういう議論はここでするつもりはありません。次に進みます。

(議員側自席：…やったら訂正してもらいたいが)

8 番、西岡尚宏君の賛成討論が終わりました。

次に反対討論はありませんか。

(なしとの声あり)

ほかに討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第 3 号、東洋町情報公開・個人情報保護審査会条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第4号、東洋町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第4号、東洋町行政不服審査関係手数料条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第5号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が1件ありましたので、これを認めます。

<p>7番議員</p>	<p>7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>議案第5号、国保条例の一部改正する条例への質疑でございます。2点ありますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>1点目。生活に困窮している75歳と69歳の夫婦の場合、一例としましてですね、改正される条項のどの部分が該当し、いくらアップになるのか。月額20万円の収入のある、もう一つですね、月額20万円の収入のある40歳の夫婦がいたとしますね。そこに中学生が2人いた場合、どの条項に当たり、年額合計いくらアップになるのか。ちょっとおかしな質疑になりますが、ひとつ計算した分を教えてください。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡税務課長。</p> <p>(議員側自席：ごめんな、田岡さん)</p>
<p>税務課長</p>	<p>(田岡 いずみ 税務課長)</p> <p>おはようございます。私から田島議員の質疑にお答えします。</p> <p>まず、生活に困窮をしている75歳と69歳の夫婦の場合についてですが、配布をしているお手元の資料、議案第5号国保税条例の一部改正について説明資料に基づいて説明させていただきます。上段の表が現行の税額、下段の表が改正後の金額になっております。また、改正される条項のどの部分に該当するかにつきましては、改正後の表のカッコ内に記載をしております。</p> <p>このご夫婦の場合、75歳の方は後期高齢者医療となり、国</p>

保被保険者が1名のみとなっておりますので、特定世帯該当と想定して算定をしております。

所得割額につきましては0円、均等割額、平等割額につきましては7割軽減該当となります。

なお、介護分につきましては、お2人とも介護第1号被保険者となっておりますので非課税となります。これらを計算した結果、改正後の合計金額は1万2800円となり、改正前と比較して年間500円の増額となります。

続きまして、月額20万円のある収入40歳夫婦で中学生が2人いる場合についてですが、資料2ページをお願いします。

こちらの世帯では2割軽減該当を想定して算定いたしております。改定税額の医療分につきましては、所得割、均等割、平等割の合計額から100円未満の端数処理を行い、算定した額が17万4900円、支援分も同様に算定した額が5万3400円、介護分が4万3200円となり、年間税額の合計額は27万1500円となります。

改正前の年間税額は24万6千円となっており、差額2万5500円が増額分となります。

以上でございます。

(議員側自席：はい、ありがとう)

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

(田島 毅三夫 議員)

国では今子育てというような方は、今国会でだいぶ揉めておりますけどもね、そういうことを考えたら、この今言う働き盛

議長

7番議員

	<p>りといいますか、子育て盛りの方が、単純ですけれどもこの一つの例をとりましても、それだけのアップアップが出ているんですよね。そういうことも踏まえたら、なにかの形で私はこれはフォローしなければいけないという考えを持っております。ここで質疑してもだめですけれども、そういう考えで質疑させていただきました。</p> <p>続いて2つ目の質疑、かまいませんか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>第9条の介護納付金課税被保険者、1名につき8千円が、1万4600円と、6600円増額しております。家族でいけば、夫婦でおれば、2人であれば、1万3千円以上アップすることになります。この高額アップの理由をお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡税務課長。</p>
<p>税務課長</p>	<p>(田岡 いずみ 税務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えします。今回の国保税改正は、保険料統一に向けての改正であり、県から示された標準保険料率を参考に本町の国保税率の改正を行っております。</p> <p>県から示されているものは、他にも応能応益割合、賦課割合がございます。</p>

<p>議長</p>	<p>国保税改正を行う場合、この割合も県が示している数値を参考に改正を行っております。</p> <p>標準保険料率、応能応益割合、賦課割合を勘案して計算を行った結果、介護納付金につきましては医療、後期高齢支援分より改正額が大きくなっております。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>説明をいただきました。確かにそれは法律で決まったもので、なんら町の責任ではないということはよくわかっております。ただ、今現在収入の増えない高齢者がどんどん増えておりますね。そういう</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>また田島さん、質疑に意見をまた…もう終わりなら、再問するんですか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今再問してるんですよ。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい、どうぞ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>の多い生活を、物価上昇などで次第に苦しくなっております。</p>

そういう中で介護の分がこれだけ上がっていくということはね、私もやはり非常に住民さんの生活を心配しております。こういうことも何かの形で考えていかなければならないと考えております。私もまた勉強したいと思っておりますので、よろしく願いします。

議長

(福島 登 議長)

終わりなんですか。再問なんですか。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

もうこれはおまえじゃあないやろがい。

私がここで意見言うたらいかん、これはだめだという意見はいかんやろ？下げなさいと言えないでしょ？言えますか？

議長

(福島 登 議長)

言えません。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

ほうやろ？

議長

(福島 登 議長)

再問せんと終わりなんですね。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

だからあとはよろしく頼むと、こういう事情があるから今後考えてくださいということで終わるときです。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第5号、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第6号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第6号、東洋町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第7号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第7号、阿佐海岸鉄道株式会社等に対する固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第8号、安芸広域障害支援区分認定審査会からの脱退についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第8号、安芸広域障害支援区分認定審査会からの脱退についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第9号、東洋町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第9号、東洋町障害支援区分認定審査会の委員の定数等を定める条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第10号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第10号、地方自治法第203条の2の規定による職員の報酬及び費用弁償の額並びにその支給条例の一部を改正することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第11号、東洋町看護師等養成奨学金貸付条例を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2件ありましたので、これを認めます。

2番、安岡良仁君。質疑を始めてください。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

おはようございます。それでは私の方から、議案第11号、東洋町看護師等養成奨学金貸付条例を定めることについて、ご質問をさせていただきます。今回提案されている、その東洋町看護師等養成奨学金貸付制度が安芸郡市・海部郡内の指定医療機関や、訪問介護ステーションで将来看護師の用務に従事する意思のある方に対して、奨学金を貸し付けてその就学を支援し、看護師等の確保を図り、本町の地域医療の充実を図る目的ということで、提案理由の説明を受けました。

この条例について2点ほどお伺いをさせていただきます。

議案関係資料の67ページ。第7条でございます。第7条の償還方法についてお聞きをいたします。第7条第1項では、奨学金を受けた者は、養成施設を卒業若しくは退学したとき、又は貸付を取り消されたときは、直ちに、貸付けを受けた奨学金を返還しなければならない、と規定をされております。

この奨学金の直ちにとは、基本奨学金の一括償還しなければならないということなのか、お伺いをいたします。

議長

(福島 登 議長)

築地住民課長。

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

おはようございます。安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。

償還についてなんですけども、こちらは直ちにということで

議長	<p>すので、原則として一括償還となります。</p> <p>以上でよろしいでしょうか。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>答弁、一括償還ということで答弁いただきました。</p> <p>この7条の2項の中に、特に必要があると認めるときは、奨学金を貸し付けた期間の2倍に相当する期間に限り、分割して償還させることができる、と規定をされております。この特に必要があると認めるときとは、どんなときなのかお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。</p> <p>原則として一括償還となりますので、その一度に償還ができない場合があると思います。そうした場合、償還理由の生じた月の翌月から、貸付期間の2倍に相当する期間内に毎月均等に分割で償還できるということになります。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>ちょっと答弁が。理由を聞いたんで。理由を聞いとんですよ。</p>

<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>理由は、一括償還できない場合</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>できない理由を聞いとんです</p> <p>(執行部側自席：生活困窮とか)</p>
<p>住民課長</p>	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>そういうちょっと…申し訳ないです。</p> <p>(安岡議員：いいですいいです)</p> <p>すいません、詳細については精査できておりませんので、申し訳ないです。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>精査してまた報告をしてください。</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>それでは2つ目の質問に移らせていただきます。</p> <p>第9条の奨学金の償還の免除についてお伺いをさせていただきます。</p> <p>議案関係資料の68ページから70ページにかけまして、規定をされております。この9条では奨学金の免除について規定をされておりますが、第1項の第1号から第4号までの償還金の免除、どういう場合に免除されるか、この4点についてお伺いをさせていただきます。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>築地住民課長。</p>
住民課長	<p>(築地 仲音 住民課長)</p> <p>安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。</p> <p>償還の免除についてですが、次のいずれかに該当した場合は、奨学金の償還が一部または全額の償還免除とされます。</p> <p>全額免除される場合は、養成施設を卒業した日から1年以内に看護師等の免許を取得したとき。次に、本町に住所を有し、海部郡・安芸郡市内の指定医療機関等において、看護師等として貸付期間の1.5倍の期間、勤務を継続したとき。本町に住所を有しない場合では、海部郡・安芸郡市内の指定医療機関等において、看護師等として貸付期間の2倍の期間、勤務を継続したとき。4つ目に、養成施設在学中又は指定医療機関等に就職中、死亡又は精神もしくは身体の機能に著しい障害を生じ、労働能力を喪失したとき、となります。</p> <p>一部免除される場合は、卒業後1年以内に免許を取得し、指定医療機関等において、貸付を受けた期間に相当する期間以上看護業務に従事したとき、となります。</p> <p>病気休暇、産前産後休暇、育児休業など、看護業務に従事していない期間は就業期間から除きますので、ご注意ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p>

住民課長の方から答弁をいただきました。この答弁の中で奨学金の貸付を受けた期間の1.5倍とあります。この1.5倍というのは貸付期間が仮に2年の場合3年、仮に2倍とは貸付期間が3年の場合6年の期間ということによろしいでしょうか。

それと、海部郡・安芸郡市内の指定金融（医療）機関、または訪問看護ステーションにおいて、看護師として業務に従事することで、この期間をクリアしたらこの奨学金の償還が全額免除になるということによって理解してよろしいでしょうか。

議長

（福島 登 議長）

築地住民課長。

住民課長

（築地 仲音 住民課長）

安岡議員の質疑にお答えさせていただきます。

先ほどのとおり、控えてないんですけど、1年貸し付けた場合は2倍だったら2年、3年でしたら6年ということ、その通りでございます。

もう1つがその期間勤務をしたら全額の免除になるというのはそのとおりでございます。以上です。

議長

（福島 登 議長）

2番、安岡良仁君の質疑が終わりました。

続いて、7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。

7番議員

（田島 毅三夫 議員）

今安岡議員からの質疑の中に、だいぶ私の質疑の内容が含まれておりましたが、あえてひとつお願いしたいと思います。

議案第11号、看護師等の養成奨学金の貸付金の問題について1点お聞きしたいと思います。第2条第2項には、奨学金貸付以前1年間の町内居住がひとつの規定されておりますね、借り受けの資格としての規定されておりますが、資格取得後の居住規定はございませんね。それ載っていないので1つお聞きしたいと思います。少なくとも1ないし2年ぐらいのそういう町内居住ということは考えておられるでしょうか。また、規定はなぜないのかお聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

築地住民課長。

住民課長

(築地 仲音 住民課長)

田島議員の質疑にお答えさせていただきます。

看護師等の資格取得後の居住規定についてですが、憲法第22条第1項で、居住の自由が定められておりますので、資格取得後の町内居住についての制限は設けておりません。

しかし、第9条の償還の免除におきまして、本町に住所を有する場合と住所を有しない場合を設けておりまして、議案関係資料の68ページの一番最後の行ですけれども、第1項第1号で、本町に住所を有して、と規定しておりまして、海部郡・安芸郡市内の指定医療機関等において奨学金を貸付期間の1.5倍継続して勤務すれば、奨学金は免除になりますし、第1項第2号、本町に住所を有しない場合の規定ということですがけれども、奨学金を貸し付けた期間の2倍継続して勤務すれば奨学金は免除になります、としております。

例えば、3年間貸付けを受けた場合、海部郡・安芸郡市内の

議長

指定医療機関に継続して勤務する期間は、東洋町に住所を有する場合は4年と6か月。東洋町に住所を有しない場合は6年間、継続勤務することが償還免除の要件となります。東洋町に住所を有していただくほうが、償還免除が早く決定されるということになります。以上でございます。

(議員側自席：了解)

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第11号、東洋町看護師等養成奨学金貸付条例を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第12号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第5号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑の通告が2件ありましたので、これを認めます。

2番、安岡良仁君。質疑を始めてください。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

議案第12号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第5号を定めることについてご質問をさせていただきます。

予算書の19ページの総務費、総務管理費、財産管理費、公有財産購入費、土地開発基金用地購入費1490万8千円についてお聞きをいたします。この土地開発基金については公共事業に利用する予定の土地を事業の着手に先立って先行取得する目的でこの基金が設置をされております。この土地開発基金の場合は議会の議決を得ず、先に用地を買収いたします。このため住民にはもとより議会にも見えにくい形で基金が利用され、議会の議決を得ず高額な土地を買収することもあります。この事業が正式に着手する段階で一般会計で予算化されることにより、明らかになるということになります。通常は土地の買収を行う場合、予算に計上し、議会の議決を得て予算を執行するのが通常でございます。今回7件分1490万8千円の予算が計上されております。

まず1点目お伺いをさせていただきます。添付資料のNo.5とNo.6でございます。ヘリポート通路用地として生見字瀧山635番の68の2件分、合わせて198万3600円が平成29年に土地開発基金で購入をされております。今回平成(令和)4年度の最終の補正予算で土地開発基金から買い戻す予算

	<p>が計上されています。この土地は約5年前の平成29年に、予算計上せず土地開発基金が用地買収をされております。この用地買収した経緯、また理由についてお伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>安岡議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>N o . 5、N o . 6 添付資料ですけども、この用地につきまして、まず場所は甲浦坂トンネルの上のパイロットに行く道のヘリポートへ通じる入口付近の用地でございます。これが共有持ちでございましたので、2名の方が所有しておりました。平米当たり900円のそれぞれ1102㎡を購入したものでございます。</p> <p>購入前はヘリポートへ行くためには、民地を通らなければいけなかったため、進入路として購入した次第でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>答弁いただきました。わかりました。次に2点目についてお伺いをいたします。</p> <p>添付資料のN o . 7でございます。甲浦駅用地費として、東洋町河内宮ノ西1757番地の1と2の土地を799万7700</p>

円で土地開発基金から購入しております。これは私現地を確認すると、甲浦駅舎前のスロープのところと、駐車場との間の土地であり、現在雑草が生えた荒れ地の状態であります。今回一般会計で買い戻しをする予算が計上されておりますが、今後この土地をなにかの事業の用地として利用する計画があるのかお伺いをいたします。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

安岡議員の質疑にお答えをいたします。

添付資料のN o . 7の用地でございますが、これは甲浦駅横の現在は駐車場、アスファルト舗装されているところと、されていないところの部分というところになります。

これは、当初DMVの導入に伴うもので、DMVの進入道路、今カーブで進入しているんですけども、直進で進入するように計画をして購入をしようとしまして、交渉した次第でございます。しかしながら、交渉がかなり長期化をしまして、整備段階までには間に合わなかった次第でございます、今現在あのスロープのような形になったわけでございます。今後の活用については、まだ現在明確にはこうするというようなことは決めておりませんが、本町といたしましては財政を勘案しながら有効に活用してまいりたいとは考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君の質疑が終わりました。

	<p>続いて、7番、田島毅三夫君。質疑を始めてください。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっと関連しますけれども、よろしく申し上げます。</p> <p>議案第12号、一般会計補正予算の中の18ページについて、土地開発基金用地購入費40万円についてお聞きしたいと思います。</p> <p>国有地240坪を40万円で購入し、隣接者に一部貸し付けたという報告を受けました。国道北側下には通路として道路がありますね。現在も使われておりますが、その道はそこまでどうなっているのか、そのところをご説明願いたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>通行はできます。厳密に申しますと、この通行できる用地は現在国有地でございます、東洋町がこの土地開発基金で購入した部分ではございません。購入した部分はその通路の横にある、イメージ的には三角になったところの土地から、野根側よりに細長い、添付資料の場所にNo.2で書いてるん…(自席より：野根川?) いや、野根側の方。すいません。室戸寄りの方に細長く延びた用地を購入したわけでございます。ですので、この通行をできますか、という用地は国有地にあたりますので、ということでございます。以上でございます。</p>

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

再問です。どうですみなさん、今の説明でどこがどうなったかわかりましたか。

(議員側自席より：わかりました)

わかりました？ほりやすごいな。再問として聞きますが、購入した野根寄りの土地からの三角地という説明がありました。が、議会では説明ありませんでした。その240坪の土地がどこからどこまでどのようにという図面の説明もなく、どうでしょうか、今ちょっと休憩としてその図面を出していただけますか。

(自席より：貰うちゅうやか)

議長

(福島 登 議長)

図面付いとうと思えますが。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

いやいやそのなによ、斜線の入ったね、ただ大きいに鉛筆で丸入れたんだけやなくて。240坪その今印の入ってるので240坪ありますか。240坪どこからどこまでかということちょっと図面で知らせてもらいたい。購入した。その上でこの貸し付けた14坪はどこかという説明を求めたいんです。これは再問です。

議長

(福島 登 議長)

<p>総務課長</p>	<p>生松総務課長。</p> <p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>議会の1日目に書類をお配りしております。ここに地籍調査の図面も添付しております。これは田島議員と先週電話したときにこの資料を見ながら確認しているはずですが、そのやりとりを私は田島議員と行っております。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>答弁も簡潔にやってくださいよ。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>はい。だから提出はしてないわけではございません。その資料の6の1番地、この下にちょっと三角みたいな土地になってるんですけども、その部分を貸し付けてるということでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>今説明いただきましたけれども、私が言っているのは、その今言う通路は国有地そのまま残っていると、道路はね。電話で話したときに、側溝が入ってる部分です、そこが敷地ですねという話はしました。しかしこの14坪というのはね、約14坪を貸し付けたという部分がわからないんです。だからそれが</p>

	<p>わからなければ質疑もできない。それから、今言うその通路の横の三角地というのがわかりませんが、それは国道からの歩道のことを言っているんですか。私が確認した真っ赤な自動販売機のあの土地を言っているんでしょうかね。それから、国道から中学校の校門に向かってずっと坂になっておりますが、その左側も240坪に入ってるんでしょうね。それを無償で貸したということを聞いておりますが</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、貸付とは関係ない。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>いやいや、ほやきに、そんなこと言うなあ、ほやきに、だから。その部分の</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>全然質問の趣旨と離れていきますよ。貸付と言い出したら。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>その部分</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>その部分は抜いて質問してください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>貸し付けたということは聞いてませんか。貸し付けというのは議案の中に出てきたでしょ。説明の中に。</p>

議長

(福島 登 議長)

この議案ではないでしょ。今の質問ではないでしょ、田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

40万円で購入してそれを貸し付けたと。

(議員側自席：議長)

議長

(福島 登 議長)

はい。

8番議員

(西岡 尚宏 議員)

いかん言うたやつをそんな言わさんときっちり止めてください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

どうしてですか。よう考えてください。

(議員側自席：どうしてって…)

あなたはだまっちょりなさい、横から。

だから今言うように

議長

(福島 登 議長)

これ以上注意聞かない場合はもう発言を止めますよ、田島さん。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

議長

じゃあ1つだけ簡潔に言わせてもらいますが

(福島 登 議長)

簡潔にやってください。もう次は止めさせていただきます。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

議案提案する資料の中に、なぜ斜線を引いた、どこからどこまで240坪、そしてそれがその内14坪はどこかという斜線を引いたものもない。それから貸し付けたというのであれば、私はその契約書も出してもらいたかったんです。そういう意味から私はこういう質疑してるんです。わからないから。ちゃんと説明してくださいと。貸し付けてるということがいかなのやったら、無料で提供した分についてもどこからどこまでかというようなね、そしてそのときの条件として草さえ刈ってもうたらいという条件がついてたようですけれども、なかなか

(議員側自席：全然関係ない)

そういうこともかちっと

議長

(福島 登 議長)

田島議員、貸付に関する質疑じゃないでしょ。何回も言いますよ。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

よし、答弁あれば答えてください。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

	<p>(議員側自席：議長、すみません)</p> <p>はい。ちょっと待ってください、生松…</p> <p>(議員側自席：その前にちょっと)</p>
8 番議員	<p>(西岡 尚宏 議員)</p> <p>田島さんが言うほの 14 万とか、そういうの全然出てきてないき、私らは全然わかりません。</p> <p>(議員側自席：14 坪という)</p> <p>14 万とかなんとかそこは全然わからん。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>そこは貸付のことと言うとんで、それは止めますんでこれから。</p>
8 番議員	<p>(西岡 尚宏 議員)</p> <p>わかりました。</p> <p>(議員側自席：一つだけ言わせてください。)</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p> <p>(議員側自席より発言あり)</p> <p>もういいです。生松総務課長。答弁できますか。</p> <p>(議員側自席：困ったもんやな)</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員の質疑にお答えをいたします。</p> <p>該当する土地を斜線を引いて表してくださいということでご</p>

<p>議長</p>	<p>ございますが、すでに赤い線で囲んでその図面を出しております。だから出してないということではないです。</p> <p>(議員側自席：無料の分もそうですか。無料の分。無料で貸した)</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>自席からの発言はやめてください。田島さん。</p> <p>(議員側自席：答弁が抜けてるから)</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>そしたら申し上げます。</p> <p>田島議員は先週、三角の土地の件について現地で確認して、ここだなということをおっしゃってたはずです。そして無償で貸してる土地については、この土地とは関係ございません。だから、わからないということは田島議員はないと思います。自動販売機のことまで正確に言うてましたので。だからそういう答弁はまたちょっと違うと思います。</p> <p>(議員側自席：ちょっとおかしい。もう3回言うたかな。)</p>
<p>議長</p> <p>7番議員</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2回。</p> <p>(議員側自席：2回やろ。)</p> <p>2回です。</p> <p>(議員側自席：ほなもう1回言わしてもらおう)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p>

そうじゃないんです。私が言っているのはその240平米がその今言う赤い鉛筆で書いてあるその部分では240坪ないと、こう聞いているんです。その240坪というのはどこであって、その240坪の中からその赤い部分を貸したという説明でしょ。そうであれば全体の240坪購入したというその全体の図面が欲しいとこう言っているんです。その中に

議長

(福島 登 議長)

田島さん。最初にこういう図面が出てましたよ。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

かちっと出てる？

議長

(福島 登 議長)

はい。1日目から出てます。ただ田島議員が確認されていないだけです。この表の一番裏の方にあります。

(議員側自席より、発言あり)

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そうですよ、これですよ。

議長

(福島 登 議長)

これですよ、これはもう1日目に出しとうもんですよ、田島さん。それを田島さんが確認されていないからそういう話になっとうわけでしょ。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

<p>議長</p>	<p>これが240坪ということですか。 よし、わかりました。 ほなその上で聞きますが、その240坪はその今言うその無償で貸した部分も全部そこに入ってるんですか。 （議員側自席：そんなどこに出てきちょんな） （福島 登 議長） 田島さん。もう全然違う話いきょうでしょ。</p>
<p>7番議員</p>	<p>（田島 毅三夫 議員） どうして。</p>
<p>議長</p>	<p>（福島 登 議長） 貸付じゃないじゃないですか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>（田島 毅三夫 議員） その中に入ってるか聞つきよるんよ。その中に</p>
<p>議長</p>	<p>（福島 登 議長） 先ほども注意しましたが、議長の命令に従えないので議会会議規則第54条2の規定により、この質疑に関しては発言を禁止します。</p>
<p>7番議員</p>	<p>（田島 毅三夫 議員） 待ってください。ほんなこと、何を言よるか今3回目の質問をしよるわけやきに、再問を。</p>

議長

(福島 登 議長)

議長の指示に従えないのは顕著です。席に戻ってください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

わしゃほな反対討論させてもらいます。

(議員側自席：こんなおかしなことがあるか。どうしてそこまでやるか)

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君の質疑が終わりました。

(議員側自席：終わってないわ…)

他に質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとはいとの声あり)

7番、田島毅三夫君。

(議員側自席：え?)

すいません、間違えました。もう発言禁止です。間違えました。私の間違いです。これはもう謝ります。私の間違いです。田島さん、席へ戻ってください。

(議員側自席：途中自席からあんだけ反発があってそれに対して揉めてきちよるわけやきに)

わかりました。席に戻ってください。

(議員側自席：おかしいということを行っているんです)

席に戻ってください。

（議員側自席：退席させるか。けんどもあ、こんなことで）
失礼しました。もう一度戻ります。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

これで討論を終わります。

これより、議案第12号、令和4年度東洋町一般会計補正予算、第5号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第13号、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なしとの声あり）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

（なしとの声あり）

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第13号、令和4年度東洋町簡易水道事業特別会計補正予算、第2号を定めることについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩します。再開は10時半です。

(休憩時間：10時13分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間：10時30分)

日程第14、議案第14号、令和5年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を議題とします。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありましたので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山予算審査特別委員長。

(武山 裕一 予算審査特別委員長)

それでは、予算審査特別委員会より報告いたします。

3月7日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和5年度東洋町一般会計予算について審査を行いました。

質疑の主な内容を報告します。

なお、質疑の詳細については、報告書をご参照ください。

予算審査特別委員会委員長

歳入について報告します。

まず、使用料及び手数料では、町営住宅使用料滞納繰越分69万6千円については町営住宅4世帯分である。

次に国庫支出金では、地域生活支援事業補助金171万6千円については、障害者に対する補助金で、手話通訳の派遣事業や日常生活器具用具の事業などで国2分の1補助である、などの質疑・答弁がありました。

続いて、歳出について報告します。

まず総務費では、庁舎サーバー機器類更新委託料4032万3千円については、コンピューターサーバーの入れ替え費用である。

続いて、V-ONU設置手数料50万円については、光ケーブルのテレビにかかる装置で光を電気信号に変えるものである。などの質疑・答弁がありました。

次に、民生費では、甲浦平和塔耐震診断業務等委託料230万円については、老朽化が進んでいるので、耐震診断を行う費用である、などの質疑・答弁がありました。

次に、衛生費では、太陽光発電システム設置事業補助金160万円については、太陽光設置補助40万円が2件、蓄電池設置補助40万円が2件分である、などの質疑・答弁がありました。

次に、農林水産業費では、農業振興地域整備促進事業推進協議会5万6千円については、農業振興地域の農用地の編入や除外など変更ある場合に開催する、などの質疑・答弁がありました。

次に、商工費では、地域力創造アドバイザー業務委託料560万円については、国の補助金100%で、地域の魅力や価値向上に取り組み地域力を高めるために、総務省が認めたアドバイザーに委託して指導助言をもらう。委託先は四万十町の株式会

社STSである、などの質疑・答弁がありました。

次に、土木費では、東股地区道路改良工事費150万円については、ウグイス谷の道路改良工事である、などの質疑・答弁がありました。

次に、消防費では、事前復興まちづくり計画策定業務委託料943万8千円については、国からの指示で復興に向けて事前に高台移転やまちづくりの具体的な計画書を業者に委託して作成するものである、などの質疑・答弁がありました。

次に、教育費では、甲浦小学校、校庭遊具整備工事費739万1千円については、現在ある遊具のブランコ、うんてい、すべり台の更新。通路を確保するため、シーソー、ジャングルジムの移設である、などの質疑・答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成5名で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

7番、田島毅三夫君。

議長

<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>それでは一般会計に対する、田島反対討論でございます。何点かございますので、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>まず1番目として、46ページの総務費から1点お聞きしたいと思います。ふるさと納税寄付金収入8千万円についてお聞きしたい、ごめんなさい反対討論</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>反対討論です。</p>
<p>7 番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>そうです。ごめんなさい。の内、町取得額が4千万円計上されております。生産販売者の返礼品額が2240万円、その他の経費分が2299万円計上されておりますが、この合計からしますと、539万円の予算オーバーとなっております。増加になっております。この質疑を、特別委員会は説明もさせずに中止させました。こんな不当な予算可決は賛成できない。反対して討論とする。よろしくお願い致します。これが1つ目です。</p> <p>2つ目、52ページの総務費において、地域づくりバツグン、ごめんなさい、このバツグンというのは載ってないきん言わんほうがいいかな。地域づくり協同組合事業補助金952万円はその用途に対する領収書の提示規定もありません。令和4年度も1千万円近く支出しながら、領収書を出す義務はないと拒否されております。23人の組合員に、公平に便宜が図られているのかの資料提出も拒否され、不明であります。これでは野根川の開発NPOと同様、費用対効果の上からも公費の無駄遣い</p>

として反対討論とさせていただきます。

3つ目です。117ページ、防災費についてでございますが、東洋町事前復興まちづくり計画策定業務委託料では、防災・復興関係の計画書作成を、944万円で外部のコンサルに委託すると言いますが、自分たちの町の防災や復興計画は、過去の震災や被害状況を知悉した、町と建設業者、各地区住民、自主防災組織の担当、防災指導員などが集まり、協働すれば十分に可能であると考えております。

また、倒壊家屋の片付けや道路の修復などに必要な建設重機をどこへ保管するか。こうした復興後の対応についても、その重要性は町外コンサルよりも地域住民と建設業者が一番知っているはずで、900万円もの復興計画作成は、地元住民を外に置いた無駄遣いと言える。よって、この防災復興計画策定委託予算には賛成できません。反対討論とします。

4つ目です。防災費、自主防災組織への支援や補助、育成支金についてでございますが、自主防災組織は結成されれば、自主防組織から町に対して、防災学習会開催費用、防災訓練費用、倉庫や非難場所備品購入費、連絡協議会等の設置や活動費用などを要求すれば、県から支給されることになっています。これは聞きました。知りませんでした。っているのに、そうした仕組みや役割、活動範囲などの情報が全く知らされず、ただ単なる形・名称だけの会として10年近くにもなっております。結果、自主防災組織が設立されていない地区も多々あります。あと30年に80%の確立と言われる南海トラフに対する防災対応や復興も含めて、最も大事な住民パワーが町防災に全く生かされず、本年度予算にも自主防災関係予算は組まれていません。こんな予算には賛成できない。反対討論とします。

5つ目です。最後です。152ページです、その給与費として、期末勤勉手当の合算についてであります、12月議会で期末と勤勉手当を別枠にすることは検討したいという答弁があり、事実、令和5年度分予算書から分別はされましたが、総括では今までどおり合算で計上されております。これでは予算からそれぞれいくらの手当が出ているかの確認も評価もできません。意味がないと思っております。歳出表記同様、期末手当と勤勉手当の合計を分別決算しないことに反対して討論いたします。各議員の賛同をよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君の反対討論が終わりました。

次に、賛成者の討論はありますか。

(なしとの声あり)

反対者の討論はありますか。

(なしとの声あり)

ほかに討論はありますか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第14号、令和5年度東洋町一般会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

予算審査特別委員会からの特別会計予算、8件の審査結果は、一括報告としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。

よって、さよう決しました。

日程第15、議案第15号、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件から、日程第22、議案第22号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについてまでの8件の予算審査結果を、この際、一括報告としたいと思います。

本案については、予算審査特別委員会に付託してありますので、審査結果について、委員長の報告を求めます。

武山予算審査特別委員長。

(武山 裕一 予算審査特別委員長)

予算審査特別委員会より報告いたします。

3月7日に、委員会を開催し、本議会より付託を受けた令和5年度特別会計予算8件について審査を行いました。

なお、質疑の詳細については、報告書をご参照下さい。

まず、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、競売手数料300万円については、裁判

予算審査特別委員
会委員長

所への着手金 1 件 6 0 万円の 5 件分である、などの質疑・答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成全員で原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和 5 年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算について審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、医療給付分現年課税分 3 2 3 0 万円などについては、昨年度より被保険者数が 5 3 人減少しており、予算額についても収納率の 9 8 % で計上しているため、減額となっている、などの質疑・答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成 5 名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和 5 年度東洋町介護保険事業特別会計予算について審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業 7 7 3 万円については、グループホーム慎太郎の耐震化、水害対策、施設の老朽化に伴う大規模修繕で、全額国庫補助である。

慎重に審査した結果、本案については、賛成 5 名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和 5 年度東洋町介護サービス事業特別会計予算について審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、ホームヘルプサービス事業委託料 1 4 0 5 万円の昨年度より大幅に減額された理由については、

議長

(福島 登 議長)

すいません、武山さん、増額ですね。

予算審査特別委員会委員長

(武山 裕一 予算審査特別委員長)

失礼いたしました。

ホームヘルプサービス事業委託料1405万円の昨年度より大幅に増額された理由については、昨年度は人件費を削減した予算で計上していた、などの質疑・答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、全員賛成で原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和5年度東洋町下水道事業特別会計予算について審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、地方公営企業法適用支援業務委託料1609万3千円については、下水道会計から地方公営企業会計へ令和6年度から移行するため、下水道の資産や調査を委託するものである、などの質疑・答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、全員賛成で原案のとおり可とすることに決しました。

次に、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計予算について審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、耐震管路実施設計委託料800万円について、工事費に対して高額になっている理由については、翌年度以降の工事を早期に着工するため、前年度から設計を行っているものである、などの質疑・答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、全員賛成で原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和5年度東洋町観光施設事業特別会計予算について審査結果を報告します。

質疑の主な内容は、生見駐車場精算機カーゲート更新工事費116万6千円については、生見東と中央の駐車場のゲートの更新である、などの質疑・答弁がありました。

慎重に審査した結果、本案については、賛成5名で原案のとおり可とすることに決しました。

次に令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について審査結果を報告します。

本会計の歳入及び歳出についての質疑はなく、慎重に審査した結果、本案については、全員賛成で原案のとおり可とすることに決しました。

以上で、予算審査特別委員会の報告を終わります。

(福島 登 議長)

以上で、予算審査特別委員会の審査結果の報告が終わりました。

日程第15、議案第15号、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行い

議長

たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第15号、令和5年度東洋町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第16号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第16号、令和5年度東洋町国民健康保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第17号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第17号、令和5年度東洋町介護保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

(議員側自席：議長、ちょっとお聞きします。今多数と人数と)

待ってくださいよ。緊急質問なんですか。

(議員側自席：いや違う。今言う多数と言う場合と人数を言う場合があります。その線引きはどこでやってんですか。全員賛成と多数賛成と5人賛成とこう言われますね。ちょいちょい。人数を言う場合があるでしょ、さっきから。)

人数は言ってません。多数で

(議員側自席：いやいや、ほんでその線が多数と5人との線引きはどこで)

線引きは多数は多数、それだけです。進めます。よろしいですか。

日程第18、議案第18号、令和5年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第18号、令和5年度東洋町介護サービス事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第19、議案第19号、令和5年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第19号、令和5年度東洋町下水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第20、議案第20号、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第20号、令和5年度東洋町簡易水道事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21、議案第21号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第21号、令和5年度東洋町観光施設事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第22、議案第22号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を議題とします。

お諮りします。

委員長に対する質疑については省略し、直ちに、討論を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第22号、令和5年度東洋町後期高齢者医療保険事業特別会計予算を定めることについての件を挙手により採決します。

予算審査特別委員長の報告は原案を可とするものであります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23、議案第23号、甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の変更についての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第23号、甲浦地区公民館耐震補強改修工事請負契約の変更についての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第24、議案第24号、東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについての件を議題とします。

これより、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なしとの声あり)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

まず、反対者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

次に、賛成者の討論はありませんか。

(なしとの声あり)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより、議案第24号、東洋町の公の施設に係る指定管理者を指定することについての件を挙手により採決します。

本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第25、発議第1号、介護保険制度の改善を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

1番、廣田齋史君。

1番議員

(廣田 齋史 議員)

発議第1号、介護保険制度の改善を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議事に提出する。本日提出であります。提出者は私、廣田齋史。賛成者は、今宮裕明、武山裕一、福島登の各議員であります。

本件は、令和5年第1回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。

3月7日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。

お手元の意見書案をご参照ください。

それでは、意見書案を朗読し、趣旨説明といたします。

介護保険は施行22年を経過しました。しかし必要なサービスを利用できない実態が広がっており、家族介護を理由とした介護離職も高止まりです。介護事業所では、深刻な人手不足と低い介護報酬のもとでの経営難が続いており、コロナ禍はこうした事態をいっそう加速させています。

政府は、2023年通常国会に向けて介護保険見直しの検討

を進めています。介護保険利用時における1割から2割負担への引き上げ、ケアマネジメントの利用者負担の導入、要介護1、2について地域支援事業への移行、補助杖などの福祉用具の貸与から購入への変更など、負担増と給付削減の提案が目白押しです。

利用者と事業者双方にさらなる矛盾、困難を押しつけるものであり、ひいては住み慣れた地域で安心してくらすという住民の思いに寄り添う自治体の運営についても困難になることは明らかであり、必要な時に必要なサービスを利用、提供できる制度への転換を求めます。

私たちは、介護保険制度の改善を求めて次の事項について国に要望します。

1. 介護保険の利用に新たな困難をもたらす利用料の引き上げ、ケアプランの有料化、要介護1、2の生活援助などの保険はずし、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと

2. 介護保険料、利用料、食費・居住費などの負担軽減、介護報酬の改善など、介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣をはじめ、各大臣に意見書を提出するものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いします。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

議長

ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに、採決したいと思いましたが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第1号、介護保険制度の改善を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

日程第26、発議第2号、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

4番、武山裕一君。

(武山 裕一 議員)

発議第2号、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書について、本議案を別案のとおり、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。

本日提出であります。提出者は私、武山裕一。賛成者は、今宮裕明、廣田齋史、福島登の各議員であります。

本件は、令和5年第1回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。

4番議員

3月7日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。

お手元の意見書案をご参照ください。

それでは、意見書案を朗読し、趣旨説明といたします。

恒常的に必要で職員の継続性の中でこそ充実が図られる公務の仕事は、単年度任用ではなく、働き手が安心して働き、暮らしていける職に位置付けられるべきだと考えます。

全国平均でも4割を超える会計年度任用職員がいなければ、公共サービスは維持できなくなっています。その待遇は、会計年度ごとの採用に加えて低賃金で、働き手としての尊厳も守られていません。また、会計年度任用職員は、地元住民でもあります。将来にわたり生活基盤を持つ職員を、不安定で低賃金のままにしては、地域経済にも悪影響を与えます。

地域社会に不安定と不信感を広げている現在の制度の抜本的な見直しを求め、政府に対し、次の事項の措置を講じられるよう、強く要請します。

1. 会計年度任用職員の雇用安定をはかるため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討を行うこと。

2. 上記の検討が終わるまでは、継続を希望する会計年度任用職員について一律の公募を辞め、希望者が、安心して働くことができるような方策をとること。

3. 報酬や諸手当、休暇制度、福利厚生等について、常勤職員との間にある処遇格差の是正など、同一労働、同一賃金の原則に向けて取り組むため、必要な財源の確保について特段の配慮を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣をはじめ、各大臣に意見書を提出するものであります。

議長

以上で、趣旨説明を終わります。

ご審議、よろしく申し上げます。

(福島 登 議長)

提出者の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに、採決したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第2号、会計年度任用職員の処遇改善に向けた法改正と雇用安定を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手多数であります。

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

日程第27、発議第3号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書についての件を議題とします。

提出者の説明を求めます。

6番、今宮裕明君。

(今宮 裕明 議員)

発議第3号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書について、本議案を別案のお

6番議員

り、議会会議規則第14条の規定により議会に提出する。

本日提出であります。提出者は私、今宮裕明。賛成者は、武山裕一、廣田斎史、福島登の各議員であります。

本件は、令和5年第1回定例会において、東洋町議会に意見書採択の要請があり、総務教育民生常任委員会に付託されたものであります。

3月7日に委員会を開催し、慎重に審議した結果、採択すべきと決しましたので意見書を提出するものであります。

お手元の意見書案をご参照ください。

それでは、趣旨説明をいたします。

沖縄県において、米軍機による落下物事故および低空飛行・騒音の被害が生じていることは周知の事実である。特に、市の真ん中に普天間飛行場を抱える宜野湾市においては、その影響が大きい。そこでは市民の生命や安全が脅かされ、学童・園児の学びに影響が出ているという現実がある。

2004年8月の沖縄国際大学構内への米軍ヘリ墜落事故、2017年12月に緑ヶ丘保育園にて米軍機のものと思われる部品が落下した事故、同年12月の普天間第二小校庭への米軍機窓枠落下事故などが相次いで生じています。

また、宜野湾市の水道水や湧き水から有機フッ素化合物PFAS（ピーファス）が検出されている。さらに、2022年8月の市民グループによる調査では普天間第二小の土壌から最大で米国基準値29倍のPFAS（ピーファス）が検出された。これは、わが国、全土に渡って保障されるはずの自由と平等がないがしろにされている状況であると言わざるを得ない。

日米両政府は、普天間飛行場周辺で学校や病院などの上空飛行を避ける場周経路の設定で合意している。この場周経路を遵

守し、宜野湾市民の空の安全を確保することに努めるべきである。また、水や土の汚染についても早急に対応すべきである。

よって、東洋町議会は次の事項を強く要請する。

①学校上空の飛行禁止

②日本政府、沖縄県、宜野湾市の責任において、普天間第二小学校内の土壌調査の実施及びP F A S（ピーファス）汚染特定箇所の土壌の入れ替えを行うこと

③普天間の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全を保障すること

以上、地方自治法第99条の規定により、衆・参議院、両議長及び内閣総理大臣に意見書を提出するものであります。

以上で、趣旨説明を終わります。

ご審議、よろしくお願いいたします。

（福島 登 議長）

提出者の説明が終わりました。

ここでお諮りします。

本件については、質疑、討論を省略し、直ちに、採決したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なしとの声あり）

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、発議第3号、普天間基地周辺の子どもたちを取り巻く空・水・土の安全の保障を求める意見書についての件を挙手により採決します。

本案は、意見書案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員であります。

議長

よって、本案は意見書案のとおり採択することに決定しました。

日程第28、議員派遣についての件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、議会会議規則第128条の規定により、お手元に配布したとおり、令和5年5月23日から25日、東京国際フォーラムにおける、正副議長研修会へ、議員派遣したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第29、閉会中の継続審査・調査の申し出についての件を議題とします。

お手元に配布してある申出書のとおり、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

ここで、お諮りします。

それぞれの委員長からの申し出により、閉会中の継続審査・調査に付することに、ご異議ありませんか。

(異議なしとの声あり)

異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

日程第30、一般質問を行います。

質問時間は、1人20分以内、答弁時間も20分以内とし、一問一答方式で行います。

なお、質問の際は、一般質問通告書の内容以外は認めず、ま

た、質問は1問につき、3回まで認めますが、再問は、執行部からの答弁に対する質問とします。

また、議会会議規則第54条の規定により、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならないことになっております。

この規定に反すると認めるときは、同規則第2項の規定により注意し、従わない場合は発言を禁止します。

それでも、なお、議長の指示に従わない場合は、地方自治法第129条第1項の規定に基づき、本日の会議が終わるまで発言を禁止、又は議場外への退去を命じます。

次に、議会会議規則第64条の2の規定により、執行部は議員の質問に対し反問できますので、反問する場合は反問しますと発言の上、挙手願います。反問も質問（制限）時間に含まれます。

質問の通告が5名ありました。発言を許しますが、法令や規則、条例に抵触することがないように、発言には十分に気をつけてください。

初めに、1番、廣田齋史君。件名は、消費税のインボイス制度について、ほか2件であります。

答弁者は町長ほかとなっております。

1番、廣田齋史君、質問を始めて下さい。

（質問開始時間：11時21分）

（廣田 齋史 議員）

それでは私からは、大枠3点について質問いたします。大枠の1つ目です。消費税のインボイス制度についてです。

1番議員

<p>議長</p>	<p>質問 1 です。10月から事業者間の取引に導入される、消費税のインボイス制度について説明してください。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>奥村税務課長補佐。</p>
<p>税務課長補佐</p>	<p>(奥村 忍 税務課長補佐)</p> <p>それでは廣田議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>本年10月1日から導入されるインボイス制度とは、事業者が商品代金などを購入者に請求する際、従来の請求書に税率ごとの消費税額など、必要事項を追記したインボイスと呼ばれる請求書を発行し、購入者に正確な税率と税額を伝える制度となっております。このインボイスと呼ばれる請求書については、国へ納める消費税の算定に関係がございます。</p> <p>消費税の計算は原則、商品の購入者から預かった消費税から、仕入時に自分が支払った消費税を差し引き、その差額を納めるということになっておりますが、本制度の導入後は、仕入れ先の請求書がインボイスではない場合、自分が支払った消費税の控除ができなくなってしまいます。従いまして、売手事業者につきましては、買手事業者からインボイスの発行を求められることが想定されます。具体的に申しますと、サービス業や小売業など一般消費者向けの業種につきましては、一般消費者にインボイスを発行する必要がございませんが、農業や漁業などその他の業種においては、一般消費者以外の消費税課税事業者と取引する場合、買手側が消費税の申告において、インボイスを必要とするため、買手側からインボイスの発行を求められるケースがあると想定されます。</p>

インボイス発行事業者となるには、事前に国税庁への登録が必要となり、請求書にも登録番号を記載することとなっております。また、消費税の納税義務者は前々年の課税売上が1千万円以上の事業者に限られていましたが、インボイス発行事業者となると、課税売上が1千万円以下であっても消費税の課税事業者となります。なお、インボイス発行事業者の登録については、任意となっております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、廣田齋史君。

1番議員

(廣田 齋史 議員)

それでは質問2に移ります。

この制度につきましては、本町議会でも昨年の3月議会において延期を求める意見書が可決され、提出されています。インボイス制度が開始されますと、本来消費税が免除されている零細事業者はインボイス（適格請求書）が発行できず、企業からすれば零細事業者と取引しても控除ができない。このため、仕入れルートから排除したり、値下げ圧力をかけたりするのではないかとの懸念が出ています。零細事業者も国税庁に納税事業者として登録できますが、消費税の納付義務が新たに生じて、実質的な増税になります。本町も売上1千万円以下の事業者や、いわゆる一人親方と呼ばれる事業者が多数おられます。

これらの方々への説明会や、個別の相談の受付が必要と考えますがどうでしょうか。

議長

(福島 登 議長)

税務課長補佐

奥村税務課長補佐。

(奥村 忍 税務課長補佐)

廣田議員のご質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、インボイス発行事業者の登録は任意であるものの、登録された事業者においては、新たな税負担が生じることも想定されるところではございますが、買手側が消費税の簡易課税方式を選択している場合は、インボイスを必要としないという事例もあるほか、インボイス登録により新たに消費税課税事業者となった場合は、特例措置などを設けることが国のほうで検討されているとのことでございます。

安芸税務署では、毎月、事前予約制のインボイス説明会を開催しています。そのほか、税務課窓口で個別にご相談いただき、その相談内容を税務署に照会することも可能でございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

1番、廣田齋史君。

1番議員

(廣田 齋史 議員)

それでは大枠2つ目に移ります。

学校の防犯体制についてです。今月1日埼玉県戸田市の中学校に、刃物を持った17歳の男子高校生が侵入し、60歳男性教師が着られて負傷する事件がありました。逮捕された少年は無差別殺人に憧れがあったと供述しているようです。2001年に大阪教育大附属池田小学校で起こった、刃物を持って侵入した男に次々に襲われ1年生と2年生8名が殺害された事件が

思い起こされ、事件当時の記事を改めて読み返して、事件の凄惨さに恐怖がよみがえりました。

このように、大きな事件として取り上げられなくても、各地で未遂事件も多く起こっているようです。

それでは質問1です。本町の保小中で不審者の侵入などの事例はありますか。また、各保小中の防犯体制はどうなっていますか。

議長

(福島 登 議長)

蛭子教育長。

教育長

(蛭子 浩久 教育長)

廣田議員にお答えをいたします。私の方からは小中についてのご説明になります。小中学校4校に確認をしましたが、近年、不審者が日中に侵入した事例はありません。防犯対策においては、各学校で危機管理マニュアル等に沿った校内研修や防犯教室等を行っており、教職員、児童、生徒が危機管理の面において、常に意識をしております。夜間や休日等の防犯対策では、進入路の入り口にチェーンやロープを張っている学校や、監視カメラを設置している学校もあります。また、野根、甲浦に1名ずつスクールガードリーダーを配置して、子ども達の安全確保のため、登下校の送迎や見守りを行っていただいております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

近藤地域包括支援センター事務局長。

<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>廣田議員の質問にお答えします。私からは保育園に関しまして、お答えいたします。</p> <p>甲浦保育園、銀杏保育園ともに不審者が侵入したという事例はございません。</p> <p>防犯対策につきましては、門扉の常時閉鎖や保育中の保育園周辺の状況や来訪者の確認等を未然防止策として行っております。また、万が一の場合の園児・職員の安全確保を第一に考えた、職員間の連携や園児の避難等の対応につきましても、保育職員の共通認識としているところでございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>具体的にもし侵入者とかがあった場合に、防具とか道具とかそういうのが必要やと思うんですが、現在は置いてありますか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>蛭子教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(蛭子 浩久 教育長)</p> <p>廣田議員にお答えをいたします。</p> <p>子どもの方は避難面ではヘルメットが常時教室の横においております。侵入者を取り押さえるためのさすまたという器具です、それを常時全校に設置をしております。以上でございます。</p>

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>近藤地域包括支援センター事務局長。</p>
<p>地域包括支援センター事務局長</p>	<p>(近藤 真人 地域包括支援センター事務局長)</p> <p>廣田議員の再問にお答えします。</p> <p>保育園につきましては、銀杏保育園にさすまたを置いてはおりますが、訓練等にあたりまして、不審者が男性だった場合、保育職員は女性が主ですので体力差等を考えますと、返って危険が生じる場合がございますので、まずは園児、職員共に避難するというを第一に考えております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>質問2ですけど、最初に教育長がマニュアルのものと訓練のことは答弁していただきましたので、それはもういいです。けど、毎年毎年校長はじめ、先生変わるわけですのでそのときどきにやっぱり訓練は必要やと思いますので、できればマメに訓練の方やっていたらと思います。</p> <p>それでは大枠3に移ります。地域おこし協力隊についてです。</p> <p>地域おこし協力隊は、都市地域から人口減少や高齢化などの進行が著しい地域に移住して、地域ブランドや地場産業の開発・販売・PR等の地域おこし支援や、農林水産業への従事、住民支援などの地域協力活動を行いながら、その地域への定住・定着</p>

	<p>を図る取り組みです。任期は概ね1年以上3年以内のようです。</p> <p>それでは質問1です。本町に赴任した地域おこし協力隊員の総数と、退任後定住された人数は。また、現在の協力隊員の人数と、活動内容をお伺いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>それでは廣田議員にお答えいたします。</p> <p>まず、令和5年2月までに本町に赴任した、地域おこし協力隊の人数ですが、総数で11人となっております。</p> <p>そのうち、退任後に定住された方は2人となっております、1人の方は夫婦での定住となっております。</p> <p>現在の協力隊ですが5人でして、活動内容につきましては、3名は海の駅に配置しておりまして、店長と町外からの誘客と観光案内の業務に従事していただいております。</p> <p>2名につきましては、観光協会に配置していただきまして、1名は事務局長として、もう1名は海上アスレチックや野根川オートキャンプ場の運営に携わっていただいております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
1番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>質問2です。新たな採用人数と予定される活動をお伺いしま</p>

<p>議長</p>	<p>す。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>廣田議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>新たな採用予定数ですが、現在募集しているのが2名でして、農業で1名、観光振興協会の業務に1名を予定しておりますが、今後必要が生じれば、追加で募集することも考えていきたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>それでは質問3です。最後のページに県内の配置状況の資料をお付けしていますが、県は、令和4年度現在の総数231人の協力隊員を令和8年度末、さらに500人にする目標を立てています。県内の市町村の導入状況は、多い順では佐川町25人、四万十町21人、土佐町18人、日高村17人、本山町10人、北川村9人、大川村9人となっています。本町ももっと増やすべきと考えますがどうでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>

産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>廣田議員にお答えいたします。</p> <p>議員の言われますとおり、佐川町や四万十町に比べれば、現在の5人は少ない様に思われますので、今後は町の受け入れ態勢を整えたり、地域おこし協力隊を多く受け入れている先進自治体にどのような受け入れ態勢を整えて、どのような業務に従事しているかなどのお話をお聞きしまして、引き続き募集を行っていきたいと考えております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
1番議員	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>それでは質問4です。</p> <p>協力隊員は、自身の才能・能力を活かした活動、理想とする暮らしや生き甲斐の発見を求めて赴任する場所を決めると考えます。やる気や能力のある優秀な人材を獲得するためには、今後ますます自治体間の競争が激しくなると予想されますが、本町ではどんな戦略を立てていますか。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
産業建設課長	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>廣田議員にお答えいたします。</p> <p>募集の際に、どんな戦略を立てているかとの質問だと思いますが、令和4年度につきましては県が主催する移住フェアに、</p>

<p>議長</p>	<p>大阪へ2回、東京へ2回、東部9市町村が主催する東部移住フェアに職員が参加しております。</p> <p>それ以外にも、現在活動している協力隊や移住者などの力も借りながら、協力隊の募集サイトなどで白浜海水浴場や生見サーフィンビーチ・野根川などといった自然を生かした、他の地域にない東洋町独自の魅力を発信しております。</p> <p>また、民間に委託して優秀な人材を、地域おこし協力隊として東洋町に来てもらうような取り組みも行っております。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君。</p>
<p>1番議員</p>	<p>(廣田 齋史 議員)</p> <p>わかりました。協力隊員の斬新な視点や、熱意と行動力は地域に大きな刺激を与え、住民が増えることによる地域の活性化に繋がります。集落活動センターなぎの活動においても、たくさんの移住者の方々が積極的に参加していただき、個々のキャリアや才能を活かしたチャレンジが始まり、将来の大きな希望になっています。地域を活性化し、存続させていくためにも移住促進は必要不可欠であり、地域おこし協力隊員の活動は強力な戦力だと考えますので、できるだけ多くの採用を期待します。</p> <p>以上で私の質問を終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>1番、廣田齋史君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間：11時42分)</p>

所より本年5月に開催されます、観光物産展への出店の打診も受けているところでございます。

次に本町の万博に向けた取り組みとして、この東洋町をフィールドとして、TEAM EXPO 2025プログラムに参画することを検討しております。

このTEAM EXPO 2025プログラムには約1200件の登録があり、自治体や企業、教育機関等の様々な団体が参画し、地域課題の解決やSDGsの達成などを目標に掲げ、分野を問わず、自らが主体となって将来に向けて活動を進めていく、共創チャレンジ、更にはこういった取り組みを創出する支援、企業等、共創パートナーとの連携などにより、地域の活性化も期待されるところでございます。

これから、万博の開催に向け、様々な事業展開が予想されますので、高知県や高知県大阪事務所、広域観光組織との情報共有や連携を密にとりながら、今後の取り組みを進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

(議員側自席：ありがとうございました)

(福島 登 議長)

4番、武山裕一君の質問が終わりました。

(質問終了時間：11時46分)

続いて、3番、高島俊彦君の質問を許します。

件名は、古民具の管理についてであります。

答弁者は、担当課長、町長、ほかとなっております。

3番、高島俊彦君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：11時46分)

議長

<p>3 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>それでは私の一般質問を始めさせていただきます。</p> <p>古民具の管理について質問いたします。よろしくお願いいたします。町民からお預かりしている古民具を保管している、なごみの雨漏りがひどいと思うんですが、適切な管理ができている状態かどうかお聞きいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>大坪教育次長。</p>
<p>教育次長</p>	<p>(大坪 靖幸 教育次長)</p> <p>高島議員の質問にお答えいたします。</p> <p>古民具の管理状況ということですけど、現在なごみの2階に農具や漁具など約1千点を3部屋に分けて保管をしております。</p> <p>議員ご承知のとおり、建物自体の老朽化も激しく、保管をしている部屋では雨漏りなどの形跡も確認しているところがございます。</p> <p>適切な管理にむけまして、保管場所を検討してまいりたいと考えますが、現状では膨大な古民具を保管しておりますので、まずは、なごみの施設内で雨漏りを避けれそうな場所に移すことを優先したいと考えております。以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3番、高島俊彦君。</p>

<p>3 番議員</p>	<p>(高島 俊彦 議員)</p> <p>当然ですよ、今のあそこのなごみの保管場所ですよ、あれはあそこではちょっと管理が難しいように思います。東洋町の昔の生活ぶりを振り返る貴重な品々でありますので、管理の方をよろしく願いたします。終わります。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>3 番、高島俊彦君の質問が終わりました。</p> <p>(質問終了時間： 1 1 時 4 9 分)</p> <p>ここで休憩します。再開は午後 1 時 3 0 分です。</p> <p>(休憩時間： 1 1 時 4 9 分)</p> <p>休憩前に引き続き、会議を開きます。</p> <p>(再開時間： 1 3 時 3 0 分)</p> <p>午前中の一般質問に引き続いて、2 番、安岡良仁君の質問を許します。</p> <p>件名は、国が進めている行政手続きのデジタル化について、ほか 2 件であります。</p> <p>答弁者は、担当課長、ほかとなっております。</p> <p>2 番、安岡良仁君、質問を始めて下さい。</p> <p>(質問開始時間： 1 3 時 3 0 分)</p>
<p>2 番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>一般質問をさせていただきます。大きく分けて 3 点についてご質問させていただきます。まず、国が進めている行政手続きのデジタル化について質問をさせていただきます。</p> <p>(1) ということで、住民票などのオンライン申請について</p>

お伺いをいたします。本町では先月2月の東洋町のホームページで住民票等のオンライン請求が始まりました、とアップされております。スマートフォンやパソコンで24時間365日どこからでも住民票などのオンライン請求ができるということです。このオンライン請求ができる証明書は住民票、印鑑登録証明書、所得証明書などの3つの証明書が請求できるということです。現在、2月14日にアップされて、約1か月経ちますが、取り扱い件数はどれぐらいあるのでしょうか。お伺いします。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

それでは安岡議員のご質問にお答えをいたします。

取扱件数につきましては、現在までに住民票4件、それと印鑑登録証明書、所得証明書はそれぞれ0件でございます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

答弁で4件取り扱ったというご説明を受けました。このオンライン請求という言葉聞いても、なかなか住民の方はなんのことかわからない方は多くおられると思います。今後住民の方への周知の方法として東洋町のホームページにアップする他に、なにか掲載される予定はあるのか、また、オンライン請求によ

<p>議長</p>	<p>る住民票の交付手数料は窓口請求と同じ300円、請求しているのかお伺いをいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>まず周知は、12月の広報の1ページと2ページに掲載しております、また、議員のおっしゃられているとおり、ホームページにも掲載しております。</p> <p>また、次の質問でも言おうとしたんですが、今回議員の皆様はこの資料をお渡しをしております。水色のチラシなんですけども、これが東洋町行政防災情報アプリということで、令和5年3月27日からスタートということでございます。これは簡単に申しますと、IP告知放送がスマートフォンで文字で見えるというものでございます。そしてこれはスマートフォンに搭載されるアプリでございますが、これは全国誰でも取得できるようになっております。そしてそのアプリの中に、このオンライン申請という項目も入れております。メニューをタッチしていただければ、即座にオンライン申請というものも出てきますので、そこで簡単にオンライン申請ができるということにもなっております。次に交付手数料なんですけども、現在はこのオンライン申請につきましては、1件300円ということになっております。窓口、直接住民様が役場に来られても、1件300円ということになっております。これは今現在1件300円という手数料条例だったかな、に記載されておりますので、それ以外はいくらという書きぶりはありません。今のところそ</p>

<p>議長</p>	<p>の状況でございます。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>答弁をいただきました。窓口の手数料は同じ住民票300円とお聞きをしましたが、市町村によってはオンライン申請で証明証を申請した場合には手数料の引き下げなどを行っている市町村もあります。これは国の行政手続きのデジタル化を進めていくための取り組みの一つだと思います。また住民の方が住民票のオンライン申請をして、自宅に住民票が返送、郵送されることとなります。この場合、返信用の郵便料、普通郵便でしたら84円でございます、その郵便料を無償にするなど、いろいろな取り組みをしている市町村も多くみられます。そういった状況の中、本町では現在オンライン申請をした場合、住民票の交付手数料300円と返信用の郵送料84円、384円の費用がかかります。今後本町でも住民票を窓口で請求する手数料よりオンライン申請した場合の手数料を割安にするなど、行政手続きのデジタル化を進めていくための取り組みとして、手数料、郵便料金などの見直しをしていくお考えはないのかお伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p>

<p>議長</p>	<p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>オンライン申請につきまして、当初は郵便料のこともいろいろ考えたんですけども、現在は今84円という金額を貰っております。今後、また町、執行部の方でこの手数料についてはオンライン化の手続きを進めるにあたって、引き下げ等の検討はしてまいりたいとは思っております。現在のところ、しますというような回答はできないんですけども、ご了承いただければと思います。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>了解をいたしました。また検討の方よろしく願いをいたします。それでは(2)の今後の行政手続きのデジタル化に向けての取り組み状況についてお伺いをいたします。本町では現在、住民票と印鑑証明証、所得証明証の3つの証明証をオンライン申請により取得できる行政サービスが行われております。今後デジタル化に向けての取り組みとして、更なる行政サービスの充実を図るため、戸籍、除籍、また身分証明書などを含めた新たな業務を拡大、また拡充していくお考えはないのかお伺いをいたします。</p>
<p>議長</p> <p>総務課長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p> <p>(生松 克祐 総務課長)</p>

安岡議員のご質問にお答えをいたします。

今回、オンライン申請手続き、今3件でございますが、このオンライン申請の手続きは、件数によって基本料金が変わってまいります。現在は3件取り扱っておりますので、だいたい約月4万円ということになっております。ですけれども、このオンライン申請は件数を無制限に取り扱うこともできます。ですので、それを想定して導入したわけなんですけれども、身分証明書なども基本料金の追加によって、取り扱いができるということになっております。最大は確か月々20万少しで無制限のオンライン手続き、何件でもオンライン手続きできるというようなシステムでございます。そして戸籍、除籍もそうなんですけれども、このオンライン申請によって、例えば水道の申し込みなんかでもオンライン申請でできるということも考えられますので、ありとあらゆる役場の申請書について、可能な限りこのオンライン申請もできるように考えてはおります。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

答弁をいただきました。今回ですね、国のデジタル手続き法の改正により、情報通信技術を活用し、行政のデジタル化に向けた取り組みが進められております。本町のような2千人の小さな町村においても、このデジタル化が日常の生活においてどのような影響をもたらしていくのかお伺いをいたします。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

安岡議員のご質問にお答えをいたします。

生活環境の変化ということですが、国は現在このように考えておりました、日本は他国と比較してデジタル化が遅れているという状況という認識をしているようでございます。例えばお隣韓国なんかでは、コロナ禍かなにかわらないんですけども、給付を国民にする場合に、デジタル化が進んでいて2、3日で配れたというような話もお聞きをしております。ですので現在国が、自治体も含めて電子化に向けて急速に進んでいる状況で、その始まりといっても過言ではございません。国はデジタル庁も創設し、またご存じのとおりマイナンバーカードの交付にも国は力を入れてるわけでございます。本町にもデジタル化の波が押し寄せてる状況であり、住民福祉の利便性の向上などに、今回本町が導入したオンライン申請を導入したわけでございます。オンライン申請を含めた、先ほど申しましたアプリを使いまして、IP告知放送、それと議会放送も聞けますし、防災マップ、ゴミ収集カレンダーなども簡単にこのスマートフォンで確認できるということが、この3月27日から開始をしようとしております。

住民の皆様におかれましては、住民が所有しているスマートフォンなどで、簡単に、便利に住民サービスが提供できる時代に突入しております。またこのアプリは、県外のお孫さんの方、ご親族の方もスマートフォンにいれて、東洋町の情報も瞬時に見れるという状況もあります。本町といたしましても、このデ

<p>議長</p>	<p>デジタル化の波に乗り遅れないように努力する所存でございます。以上でございます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
<p>2番議員</p> <p>議長</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>答弁いただきました。国のデジタル化に向けての取り組みを町としても進めていっていただきたいと思います。</p> <p>それでは大きい2つ目の質問をさせていただきます。</p> <p>統一地方選挙に伴う公職選挙法の寄付、または事前運動の禁止事項についてお伺いをいたします。</p> <p>来月4月に4年に1度、選挙期日に関する特例を定める法律によって、全国的に選挙期日を統一して行う統一地方選挙が行われます。本町においてもこの4月に町長選挙、議員の補欠選挙が予定をされております。そういった状況を踏まえまして、公職選挙法についてお伺いをさせていただきます。</p> <p>まず1点目でございます。寄付禁止事項、これ公職選挙法の第199条の3でございます。その中で冠婚葬祭への寄付禁止事項についてお伺いをいたします。例えば一般的に葬儀において、香典、供花、花輪などお供えをいたします。この公職選挙法において、公職の候補者、または公職の候補者になろうとする方が選挙区内、町内の方の葬儀に際して、香典、供花、花輪を出す行為は公職選挙法の199条の3でいう、寄付禁止事項に該当するのをお伺いをいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p>

総務課長

生松総務課長。

(生松 克祐 総務課長)

安岡議員のご質問にお答えをいたします。

議員の皆様には、このカラーのA3の政治家の寄付は禁止、有権者が求めることも禁止されています、っていうものがございます。この中のA3の表の左側の絵ですね、の下側の方に安岡議員の申し上げたことが書かれております。冠婚葬祭の中の葬儀の花輪、供花、それと右側にあります、秘書等が代理出席する場合の香典ということになっております。これらは公職選挙方によって禁止はされております。しかし、その対象外っていうものもございます。その対象外っていうものはどういったものかと言いますと、公職の候補者等が自ら出席する結婚披露宴の祝儀や葬儀や通夜における香典でございます、が認められております。しかしながら認められてると言ってもですね、一般の社交の度を超えてする場合は処罰されます。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

総務課長の方からご答弁をいただきました。香典は自ら供える場合はOKということをお聞きをしました。供花と花輪は禁止事項ということですが、この禁止事項に該当する場合、どういう刑罰に処せられるんでしょうか。お伺いをいたします。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>その処罰は公職選挙法第249条の3から4に規定されております。1年以下の禁固又は30万円以下の罰金、それか若しくは50万円以下の罰金というふうにそれぞれ分かれております。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>この罰金を受けた場合、選挙権、被選挙権の措置はどうなるのでしょうか。お伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>すいません、それは調べておりませんが、処罰されるので被選挙権はおそらく剥奪されるのではないかとと思いますが、すいません、勉強不足でございます。すいません。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

<p>2番議員</p>	<p>2番、安岡良仁君。</p> <p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>2つ目の質問に移らせていただきます。</p> <p>事前運動の禁止事項ということで、任期満了前90日にあたる日から、選挙期日、投票日までには後援会活動として後援会員への勧誘など後援会活動をすることは事前運動の禁止に該当するのかお伺いをいたします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>この後援会が削除されたので用意はしておりませんが、任期満了に伴う選挙の90日前からは選挙期日まで事前運動の禁止ということになっております。</p> <p>選挙運動とはどういうものかと申しますと、特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として、当選を得させるために直接又は間接に必要かつ有効な行為とされております。ということは、誰々さんに投票してくださいなどとか、周旋とか勧誘とかってというのは駄目ということでございます。それと後援会というものは、公職選挙法の中にある後援団体のことを指されてると思うんですが、これは公職選挙法199条の5の後援団体、法律では後援団体と言いますが、の活動を示すものであって、その活動は政党、その他政治団体その支部で特定の候補の候補者等の政治上の主義、又は施策を支持し、また特定の候</p>

補の候補者等を推薦、若しくは指示することが、その政治活動の主たるものであることとということでございます。ちょっと回りくどく言いましたが、直接は政治活動、簡単には政治活動っということなんですけども、政治活動は事前運動にはあたらないと。誰々に入れてくださいねというようなことが始まると選挙運動ということになりますので、それは禁止となっております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君。

2番議員

(安岡 良仁 議員)

ありがとうございました。それでは3つ目の質問に移らせていただきます。

本町のマイナンバーカードの発行状況及び今後の取り組みについてお伺いをいたします。先般ホームページで見たんですけども、国は来年、秋からマイナンバーカードと健康保険証の一体化を目指しています。1歳乳児には顔写真がないカードを交付するとか、5歳の誕生日までは有効となるというふうに言われております。またマイナンバーカードの普及に向けて、郵便局でも受け取りが可能となることが検討されております。全国の3月1日時点のマイナンバーカードの申請枚数は国民の74%、約9400万あまりが発行されてると言われております。このマイナンバーカードについて、2点ほどお伺いをいたします。(1)です。マイナポイントがもらえるマイナンバーカードの申請が2月まで延長され、終了いたしました。この延長されたことにより、発行枚数も増えてきたと思います。本町のマ

<p>議長</p>	<p>イナンバーカードの交付枚数及び交付枚数率についてお伺いをいたします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長補佐。</p>
<p>住民課長補佐</p>	<p>(田岡 伊織 住民課長補佐)</p> <p>それでは安岡議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>本町のマイナンバーカードの交付枚数は、令和5年2月末時点で1844枚で、交付率は82.4%でございます。</p> <p>なお、この2月末時点で、交付率につきましては、全国1741市区町村中22位、高知県内においては交付率1位となっております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
<p>2番議員</p>	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>田岡さんの方から回答いただきました。</p> <p>全国で22位、高知県で1位、すごい東洋町としてはかなりマイナンバーカードの啓発活動に力を入れてきたと思っております。</p> <p>次に2つ目の質問をさせていただきます。このマイナンバーカードの申請が延長されたことにより、マイナポイントを貰うためにはいつまでに手続きをしたらそのポイントをもたらえるのかお伺いをいたします。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田岡住民課長補佐。</p>
住民課長補佐	<p>(田岡 伊織 住民課長補佐)</p> <p>安岡議員のご質問にお答えいたします。</p> <p>令和5年2月末日までにマイナンバーカードの新規申請を終えていることが前提条件となりますが、マイナポイント自体の申請期限は令和5年5月末日まで延長されております。現在、役場住民課窓口において、ポイント申請のサポートを実施いたしておるところでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>2番、安岡良仁君。</p>
2番議員	<p>(安岡 良仁 議員)</p> <p>5月末までに手続きをしたら、マイナポイントが貰えるということです。の答弁をいただきました。住民の方がわからなく、問い合わせがあったらまた対応をよろしく願いをいたします。</p> <p>それでは3つ目の質問をさせていただきます。マイナンバーカードによる今後の取り組みについてということで質問をさせていただきます。マイナンバーカードは現在、社会保障と税、また災害対策の3分野に利用できるとの範囲が限定をされておりますが、今後マイナンバーカードの利活用がどの分野まで拡大していくのかお伺いをいたします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p>

住民課長補佐

田岡住民課長補佐。

(田岡 伊織 住民課長補佐)

安岡議員のご質問にお答えいたします。

マイナンバーカードの活用拡大に向けたマイナンバー法など関連法改正案が先週7日に閣議決定をされ、国会に提出されたようです。その内容等につきましては県の担当部署にも確認いたしました。詳細についてはまだ降りてきていないとのこと。ですので、あくまで報道等と言われている範囲でのご回答となりますが、マイナンバーカードの利用範囲を社会保障や税、災害対策から拡大し、保険証との一体化や国家資格の取得・更新の手段などでも使えるようにするといったことなどが検討されているようです。

詳細につきましては、関連法案の成立を待って、確認してまいりたいと思います。また、法案成立後には、順次、広報誌等を通じ、周知を図ってまいりたいと思います。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

2番、安岡良仁君の質問が終わりました。

(質問終了時間：14時01分)

続いて、7番、田島 毅三夫君の質問を許します。

件名は、高台造成の必要性と防災対策を聞く、ほか5件であります。

答弁者は、町長、ほかとなっております。

7番、田島毅三夫君、質問を始めて下さい。

(質問開始時間：14時02分)

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

それでは私の質問をさせていただきます。

まず一番目として、高台造成の必要性和防災対策を聞くということでもまず1点お聞きしたいと思います。震災復興と高台造成への取り組み。12月議会での、生命と財産の保護と復興の迅速化のためにも、公共施設や住宅の高台移住は最重要課題である。高台造成の各地区防災検討会の立ち上げを求めた、国からの震災復興のための高台開発の地域検討の指示が出ましたね。国からもそういう指示が出ましたが、高台造成は津波対応だけでなく、その工事により建設や付帯事業の雇用対策にもつながり、町活性化の大きな契機となると考えております。もし震災後、居住禁止地区に指定されれば、現在住んでいるところに住めなくなります。地域衰退の防止は時を争います。即対応しようではありませんか。答弁をお願いします。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員のご質問にお答えをいたします。

この内容はだいたい12月に質問した内容になりますが、本町としては12月に答弁した内容をそのまま読み上げます。

復興対策として、まず、生見のヘリポート周辺の広い土地を購入しているわけでございます。

発災した場合に仮設住宅など対処として考えているわけでござ

ざいます。

高台整備には、さまざまな課題があり、また財源の確保も必要となるわけですが、町としては常に念頭を置いているわけですが。

今後、本町としても、土地の確保、インフラ整備、避難制度としての補助金、本町の財源などを勘案していかなければならないものですが、そして、その案も示していかなければならないものですが。

少しずつではございますが、事業を展開していく次第でございます。というふうに申し上げました。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

今、国はこういうように総力をあげて今対応して始めているんですよね。んでまた東洋町どのように海岸に沿うたこういう町がどのような被害を受けるか。そういうことは皆知悉していると思ってるんです。そして30年間の間に80%の高率で予測されている。こういう状況の中でね、まだ財政の問題いろいろ言ってますけれども、私はそういうためにその住民さんと地域の人たちと輪になって、そしてまず立ち上げていこうと、活動始めていきましよう、そのお金ができてからやないと手はつけられないかもわからないがその計画段階から早く始めましようということでお聞きしているんです。住宅が流出すれば、仮設住宅か町外移住しかありませんね。しかし、一旦町外に移住したら東北の事例のようにそこに定住して帰還者が減

り、町の息の根が止まる、こう考えております。その予防のための高台造成移転であります。地区住民さんとの協議・検討に即取りかかろうではないかという再問でございます。よろしく申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員のご質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたが、検討会と言ってもですね、その素案を示さなければ、素案もない状態から議論すると、議論が白熱してどこの場所でどうしたらいいのかっていうところも始まってしまいます。また田島議員は高台、高台と申しますけども、いろいろ復興に向けてはいろいろな方法がございます。一例といたしましては、かさ上げっていうこともございます。だからそういったものも含めて、まずは事前復興の計画を作ろうと考えておる次第でございます。そして財政なんですけども、これはもう莫大な財政になります。何十億とか何百億っていう単位ではございません。東日本大震災のある町では、何千億円という金でございます。そしてまたそれを捻出するのに国など交渉してうまいこといかないっていうときもあったらしい、ということをお聞きしております。だから一気にはいろいろできませんが、一つずつ積み上げていって、もしある程度示すようなことができればまた改めて住民さんにご説明をしたいと思っております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう答弁でございます。しかし今言いましたが16m波が来るんですよ。それをどうやって歯止めするんですか。またそういう今お金がないと言いますけど、うちは即かかれとは言っていない。だから住民さんと交えてこういう対策を練っていきませんかということを言っています。以上です。

2つ目の質問に入ります。自主防災組織の連合会結成の必要性ということで1点お聞きしたいと思います。自主防災組織なので行政は運営に関与できないと町は逃げておりますが、それでは防災・避難・復興も含めて、自主的で強力な活動はできないということでしょうか。また、町と連動・連携する自主防災組織として町内の全自主防が団結する、東洋町自主防災組織連合会を設立しようではないか。これも前に以前に何回も聞いておりますが、再問のつもりで聞いております。よろしく願います。

議長

(福島 登 議長)

生松総務課長。

総務課長

(生松 克祐 総務課長)

田島議員のご質問にお答えをいたします。

現在そのような考えはございません。それと、田島議員が今おっしゃられましたが、自主防災組織なので行政は運営に関与できないということでございますが、こういうことは言ってお

りません。自主的に活動をしてください、ということです。関与は我々もします。もし資機材が足りないとか、避難路の整備で困っておるとか、っていうことであれば行政が入って補助金を活用しながら整備を進めていったり、機材を補充していったり、っていうことはしておりまして、令和5年度の予算にも防災倉庫の資機材の費用なんかも計上はしております。それを午前中には全然計上してないってというような発言もありましたが、そのようなことはございません。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

私の言ったのはそうじゃないんです。自主防災組織から計画を練って町にお願いしてやった事業ではないということを行っているんです。この今言う設備にしたって、あるいはコンパネにしたってプレハブにしたって避難場所にしたって、全て町からの方でやっているんです。行政、ごめんなさい、その町の自主防災組織が結成されて、その組織の中で計画を練って、それを行政にお願いしてそれを県に頼んでやった事業じゃないんです。そのことを言っているんです。そういうためにもやはり、町では組織を立ち上げていない地区もあります。私ほとんど半分以上周った中で、3か所ぐらいがそういうのを地区で立ち上げていないというところがありました。これでは住民さんによる自主的な防災対策も対応もできないんです。では、要避難支援者は誰が支援するのか。避難後の食料やトイレ、冬の夜や不天時の対応、持病を持った人、けが人への支援、また各避難場

<p>議長</p>	<p>所から町本部への状況の報告や指示など、行政との連絡は誰がどうとるのでしょうか。家を流出した人への住居の対応計画も全く対策ができていない。活動資金がなければ動けない、活動資金を出さない行政無責任を問うて、私は資金拠出をお願いしているんです。もう一度お願いしたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>田島議員が言われておる、自主防災組織連合会というニーズはですね、田島議員以外からは聞いておりません。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>こういう答弁でございます。全く住民さんの命を預かる行政として私は納得できない。今日はしかしこれで止めておきます。</p> <p>二つ目の質問に入ります。野根地区に地域活性化センターの設置を求めるという件でお聞きしたいと思います。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん。僕らで持っとう方では集落活動センターということになってますが、それでよろしいですか。</p>

7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>これは変えてくれたんやなかったかな。</p> <p>(議会事務局長：変えてます。)</p> <p>そやね。ほんならこれはそういうことで</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>集落活動センターで質問してください。</p>
7 番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい、活動センターでお願いします。</p> <p>寂れる一方の野根地区に、中山間振興活性化補助金、これ名称は違うかもわかりません。要するに、今やっている活性化の応援隊のことです。補助金を使って野根地区地域活性化センターを設置し、野根地区に地域活性化センターを設置し、地域おこし協力隊として2、3人の人材を招き、住民と協力して耕作放棄された田畑を活用し、また、放棄される果樹や山海の薬草などを商品化して海の駅で販売すれば、地域も町も海の駅も活性化すると考えておりますが、町長の考えを聞きたいと思えます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
総務課長	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>野根地区においては、住民の有志で郷土の食品を販売してい</p>

	<p>る方、また、海の駅で販売している生産者もおられ、活性化に向けて実施しておられますが、この件に関しましてはご提案として受け止めておきます。以上でございます。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>田島さんひとつ言うときますが、文言は正確にやってくださいよ。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>我々の方には集落活動センターとなっておりますのでね。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>はい。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>文言は正確に発言をしてください。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>再問です。県から各地区に1つの集落活動センターはできま すとこういう返事をいただいております。甲浦地区と違い、人 口も少なく、大きなセンターはいりませんが、いらないと思 いますが、各地区の高齢者や特殊な技術を持った人らが集まって、 懇談、協議しながら地場産物を栽培し、加工して海の駅や土曜</p>

	<p>市で販売すれば、副収入になり活性化に繋がると考えております。こういう目的です。町から野根地区へ呼びかけ、検討していただきたいがいかがでしょうか。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>生松総務課長。</p>
<p>総務課長</p>	<p>(生松 克祐 総務課長)</p> <p>田島議員のご質問にお答えをいたします。</p> <p>野根地区集落活動センターということは、この甲浦に立てる前からこの話も内部ではございましたし、調整もいたしました。が、今回甲浦に設置したわけでございます。いろいろ諸事情があったわけでございますが、住民の皆様方の協力も必要なところもございまして、この件に関してはご提案として受け止めておきます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>心に留めておくところ言われましたね。これは検討とどっちが重たいんでしょうかね。</p> <p>三つ目の質問に入ります。地域活性化のための作業応援隊の設立ということで1点お聞きしたいと思います。今言う活性化センターのそういう活動ということじゃなくて、2人からあるいは3人ぐらいの1ターン・Uターン、また地元の方の希望者なんかを採用して、農林、漁業、商業の作業応援隊を立ち上げ、</p>

<p>議長</p>	<p>年齢的、体力的に厳しい人や、後継者のいない人などへ日当の5, 6割を町が負担して、これちょっと言い方変えてます、町の負担とする作業応援を行い、町活性化を図ろうではないかという質問でございます。結局そういう個人の方の作業応援なんです。この今言う組合形式のあれではなくてね、個人個人に応援するという意味です。よろしく頼みます。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>小池産業建設課長。</p>
<p>産業建設課長</p>	<p>(小池 昭平 産業建設課長)</p> <p>田島議員にお答えいたします。</p> <p>作業応援隊の設立という事ですが、本町では現在、特定地域づくり協同組合が人材派遣として実施しているものと同様でございますが、今後におきましても、そのニーズが高まっていけば、また考えていきたいと思っております。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>ちょっとわかってくれてないな、質問が。そういう組合への派遣職員さんの支援事業は、今23人組合さんがおられると聞いておりますが、その組合さんだけへの支援なんです。私が言っているのは、このままでは農業はじめ漁業、商業など各産業の衰退と町政の破綻が目に見えています。そこで質問は、弱者や住民さんへの行政支援によって地域産業の振興活性化を図る</p>

ための要請である。つまりそれでは漁業であろうが商業であろうがあるいは漁業であろうがその人たちへの応援隊ということなんです。それも今言う日当に月だいたい半分ぐらいを補助して実質自己負担を軽くしてあげてから応援できませんかということなんです。もう一度答弁お願いします。

議長

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。答弁いただけますか。

(議員側自席：頑張って頑張って)

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

議員が言われることがもうひとつ理解できませんが、先ほども言いましたとおり今後そういうニーズがあればまた考えていきたいと思えます。

(議員側自席：わかりました)

以上でございます。

(議員側自席：了解)

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

四番目の質問に入ります。

漁業振興策を問うということで、何点か出させてもらいました。

寂れる漁業振興策として、公費による有資格者を養成し、廃漁船等を使って共同経営などを奨励して、この町漁業を再興さ

<p>議長</p>	<p>せていこうとこういう提案でございますが、町長のお考えを聞きたいと思います。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
<p>産業建設課長補佐</p>	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。</p> <p>田島議員から質問がありました、公費による有資格者を育成する件につきまして、何の資格を言っているのか分からないのですが、町補助金として、東洋町漁業者担い手育成事業費補助金があります。内容としましては、漁業の振興と雇用の創設を図るため、漁業後継者や新たに漁業を始めようとする就業希望者に対して、新規に一級小型船舶操縦免許を取得した場合に受講料の2分の1を補助する内容となります。</p> <p>次に、廃業船を使った共同経営につきましては、令和4年6月議会に同じ質問をされておりますので、返答も同じになりますがお答えします。</p> <p>廃業する漁船や漁具を活用して共同で経営する仕組みづくりについては考えておりません。以上となります。</p>
<p>議長</p> <p>7番議員</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>私の言っている資格というのは、例えば船長の資格とかね、機関長の資格とかね、ほんで通信士の資格なんか、その資格が</p>

なければ船が動かさないという資格を指して言っているんです。例として、近所にあった方が亡くなられてその方の資格を持っていた人がいなかったもので、まだそのまま使える船も道具も全部処分したという、それを見ておりますのでこういう質問しました。今後ほやきにまたこういうことを踏まえていろいろと考えてもらいたいと思います。

それからですね、2つ目の質問に入ります。野根沖に、風力や太陽光発電で散水し、底に人口海藻をぶら下げ、魚群を集める黒潮牧場を設置し、高齢者や小型船でも行ける近海操業の検討を求めるがどうかという質問でございます。また貝や魚の養殖など、漁協と連携した対応協議を求めたいと思いますがいかがでしょうか。よろしくお願いします。

議長

(福島 登 議長)

手島産業建設課長補佐。

産業建設課長補佐

(手島 憲作 産業建設課長補佐)

田島議員の質問にお答えします。

こちらも、令和4年6月議会で同じ質問をされております。

黒潮牧場を設置するためには、漁協等からの要望がいろいろあります。

また、設置することになったとしても、土佐黒潮牧場管理運営委員会で県内のどこに設置することが一番よいか委員会で協議し決定するため、場所がどこになるかわかりません。

続きまして、貝や魚の養殖を実施するためには、まず、実施したい漁業組合員が、地元関係者に説明をして関係者の方々が問題ないと理解し、賛成してもらう必要があります。

町としては、そのあとに組合員や漁協から計画等の協議要望

があれば、協力できることもあるかも知れません。以上になります。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

今までの答弁と全く何なんですよね。しかしその間にも漁業農業はじめ、全部産業がどんどん廃れていっているんです。半年1年どんどん人数も減っていっているんです。そういう意味でうちは焦ってるんですよ。それでも同じような答弁ばかりいただいて。漁獲量の減少は町政の衰退に強く影響しております。海の駅でもないです。海の駅の魚の売り場が少なかったらお客さんががっかりしている。そういう状況なんです。よって、海洋深層水の湧出している野根沖に、こうした釣り場を作れば町漁業振興活性化に繋がると考え要請しているのです。たしかにそりゃ漁協との相談もいりますよ。しかし漁協から言ってこないから行政は動かないということではいけないとこう言っているんですよ。行政はもっと主導的立場に立ってリーダーシップをとってどんどんと漁協と交渉していくというようなかたちをとってください、とこういうことで質問しているんです。行政が腰を上げなければ何事も前進も改革もできません。町発展の実現はない。暫定的に漁業及び組合員との懇談、協議の場をもってほしいとこう思いますけどどうでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

議長

(福島 登 議長)

	<p>新たな答弁ないみたいです。</p> <p>（議員側自席：なかったらない言うてくださいよ。ない？なかったら言うてください。）</p> <p>新たな答弁ないようです。</p> <p>（議員側自席：ほんなら次）</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p> <p>（田島 毅三夫 議員）</p> <p>こないだも4、5人集まって漁業関係者も入って懇談1時間、半時間しましたが、やっぱりもう東洋町の漁業もこのままでは何年間も保たないしとこういう話もありました。人も少ないけれども魚も少ないと。いろいろと理由を皆さん挙げてクエスチョンマークやったんですけども、どうでしょうかね、町が主導してから</p>
<p>7番議員</p>	<p>（田島 毅三夫 議員）</p> <p>こないだも4、5人集まって漁業関係者も入って懇談1時間、半時間しましたが、やっぱりもう東洋町の漁業もこのままでは何年間も保たないしとこういう話もありました。人も少ないけれども魚も少ないと。いろいろと理由を皆さん挙げてクエスチョンマークやったんですけども、どうでしょうかね、町が主導してから</p>
<p>議長</p>	<p>（福島 登 議長）</p> <p>田島さん、次の質問に移っとんですか。</p>
<p>7番議員</p>	<p>（田島 毅三夫 議員）</p> <p>そうです。</p>
<p>議長</p>	<p>（福島 登 議長）</p> <p>そうですか。ほんなら3に移っとんですね。</p>
<p>7番議員</p>	<p>（田島 毅三夫 議員）</p> <p>そうです。</p>

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>はい。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>魚介類の減少を町の問題として、専門家による原因究明の調査をしませんかという質問です。答弁をお願いします。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。</p> <p>魚介類の減少について、県に確認しましたところ、専門家による原因究明の調査は今行っていないようです。</p> <p>しかし、魚介類減少の1つと考えられる、磯焼けの対策として、現在、甲浦地区で平成30年度から漁業者と漁協が藻場造成の取り組みを実施しております。そして、この事業には、すでに国・県・町から補助金が支払われております。</p> <p>取り組みの内容としましては、ウニの駆除や食害魚の駆除を中心に実施しております。以上になります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>あと何分ありますか。</p>

議長

(福島 登 議長)

7分半、7分30秒あります。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

そういう答弁をもらいました。その上でうちは言っているんですよ。もうほんまにね、そういうほの問題点をはかっているけどわからないわからないと。磯焼けの現況と言いますか、原因と言いますか、それをなんらかの形で専門家に来ていただいて、調べてもらおうと。うちは最初温暖化と思ってたんです。海水の温暖化によってと。でもそれでもないようなんです。そういうことから踏まえてなにかやはり原因をつかまえないければ対応ができない。養殖もできないとこう聞きました。そういうことで言っているんです。わかりました、それでいかなんだらまた県の方に相談します。

それでは4つ目の質問かまいませんか。

議長

(福島 登 議長)

はい。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

4つ目の質問に入ります。

アソズ堤防裏に、網で獲れた魚を入れた自然釣り堀を設置し、その釣り堀に潜って生きた魚を観察できる自然水族館の設置や、空いた港をヨットの保管やハーバーにした利活用の検討を求めるがどうかということでございます。これも何回もやりますのでよろしくお願いします。

議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>手島産業建設課長補佐。</p>
産業建設課長補佐	<p>(手島 憲作 産業建設課長補佐)</p> <p>田島議員の質問にお答えします。</p> <p>自然堀につきましては、現在考えておりません。</p> <p>次に空いた港をヨットの保管やハーバーにした利活用については、こちら令和4年6月議会で同じ質問がありましたので、返答も一緒になりますがお答えします。</p> <p>港の現状は空いているように見えますが、19トン船が一斉に帰港したときや、避難港にも指定されていることから、悪天候時には他港の船を受け入れする場所の確保をしておく必要がありますので、ヨットハーバーへの活用はできません。以上になります。</p>
議長	<p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
7番議員	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>もう少し変わった答弁を求めたいと思います。避難港としてどれほどの船が入るんですか今。もし万が一のときには。台風やらそういう時にね。今の港がどれくらいの状況か見ましたか。ガラガラでしょう。19トンの船で満杯になるような状況じゃないでしょ。いっぱい空いたその港を使って、活用して港おこしをいきましょうという質問なんです。こないだの11日やったでしたかね、新聞に令和5年度からの漁業振興策として、釣り堀の設置などが国の方針として出ていましたね。見ましたか。</p>

見てない。これには私はこういう国の指針に沿うた活動ということ、事業ということは国からの大きな補助が出るんじゃないかと考えたんです。そういう意味で今は一番適していると、今の時期はね。このままにしていたら他町がそういうことを取り入れて、いろいろと釣り堀やらいろいろやっていったときに、東洋町は遅れて何もできなくなる。そういう心配もあって、こういう質問をしているんです。どうですか、もう一度検討するぐらいのところまで返答もらいたいですがいかがでしょうか。

(自席：ない？なかったらしゃあない)

議長

(福島 登 議長)

どうですか。

(議員側自席：課長やってくれるかい)

特に答弁なさそうですよ。

(議員側自席：答弁なさそう。はい、了解)

やっぱり過去にしたのもありましてね、答弁がないようです。

(議員側自席：状況も)

変わっていくわね、当然ね。次にいってください。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

五つ目の質問に入ります。

少子化防止と民間仲人制の設置です。またこれも聞き飽きてると思います。しかしね、今ほんとにこの少子化というのは大変な問題になっていますよ。結婚適齢期を過ぎた男女の方がなかなかお付き合いする機会がなくて、そのまま独身で通っていて、それからやはり子どもさんを育てるにはやはり年齢が若いほどいいと聞いております。そういう意味からもなるべく早

くそういう方たちに、お互いが見合わせて歩むような仲人、昔はよくおりましたが。そういう方を何か人口減少防止には、まず未婚者対策が重要であります。出会いの機会の少ない適齢者に、民間仲人制を立ち上げ、1件いくらかの報奨金を出してでも見合わせ、カップルには祝い金を出して未婚者数を減らそうではありませんかと。これは質問です。つまりそれは少子高齢化を抑える一番最初の段階なんです。それを知らんやまた言うとかいうような聞き方されたらこれ大変困ります。もっと町としてしっかりした返事をもらいたいと思います。以上です。

議長

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

田島議員にお答えいたします。

これもですね

(議員側自席：はい、そうですそうです)

議員もご存じだと思いますので

(議員側自席：わかってます)

全く一緒の答弁になるかと思えます。報償費を出す仲人制につきましては、町でやる予定はございませんが、現在高知県が少子化対策としまして高知出会いサポートセンターに事業を委託して、一対一の出会いをサポートすることや、出会いのイベント開催などのさまざまな事業に取り組んでおります。また、議員の言われますような仲人制につきましても、報償費は出ませんが会員の出会いや支援を行う婚活サポーターといわれる制度がありまして、東洋町の方は現在登録されていないようです

が、東部では現在6名の方が登録されております。

それと、カップルには祝い金を出してということなんですが、カップルへの祝い金ですが、カップルになったという確認が中々取れないので、難しいのでは無いかと考えております。以上でございます。

議長

(福島 登 議長)

7番、田島毅三夫君。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

いろいろとやっているということを言われますが、それで今現状なんです。結果ね。だから私はそういうことでなくて民間のそういう方に頼んでそういう顔の広いと言いますかね、そういう気を持った方に頼んでお願いしませんかということなんです。行政が動いてもなかなか進みません、前にこれは。私知ってますそれは。だから民間にお願いしてみませんかこう言ってるんです。そして少しでもその流れを変えていかなければいかん。それをあなたたちはそれを頭から抑えて抑えてしてくるからこういうことになるんです。ほんでそれが今後また私も、あ、もう一つ言うちょきますが、5、6年前かな6、7年前か、農協関係で須崎の方やったかな、ごめん、あっちの方でやったんに、年間7組8組のカップルを育ててます。そういうことも前例がありますので、やっぱりこれはね、なるべく早く立ち上げていただきたい。お願いして、次の質問に入ります。

六番目です。海の駅出品者の会への支援についてということで、1点お聞きしたいと思います。

今まで海の駅出品者は、町と直接、運営や出品に関する交渉

も協議もできない状態でありました。ばらばらですから。3月5日に地場産品の掘り起こしや町特産品の開発、加工などで、海の駅販売、振興に寄与することを目的に、東洋町地域活性化・生産加工販売の会が立ち上がりました。地域活性化への活動の一例として、イタドリやビワなどの葉っぱのお茶や、薬草の乾燥研究、吊し柿やこけらなどの冷凍品、石や木の根などの芸術作品の制作、歴史名所の探訪案内などの発行も行い、町及び海の駅の活性化の一助としたいと考えております。その機器や資材の購入、会合開催、資料作成、他町への視察勉強費用などの活動資金の支援を求めたいと思いますがどうでしょう、町長、あなたにお願いしたいですが。答弁よろしく申し上げます。

議長

(福島 登 議長)

小池産業建設課長。

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

反問します。

議長

(福島 登 議長)

反問ですか。はい。

(議員側自席：反問するか。よし。)

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

それでは反問というか、田島議員にいくつかお聞きしたいと思しますので、よろしく申し上げます。この質問書の中で、3月5日にその会を立ち上げたということを書かれてまして、先日規約等を担当の方から見せていただきましたが、その書類を

<p>議長</p>	<p>見させていただいた中で、総会も開催されていない様ですので、規約や役員の承認も受けてないと思いますが、それで会として立ち上げた、成立したと言えるのでしょうか。</p> <p>それともう1点、その会を立ち上げたということなんですが、その会員数は何名でしょうか。</p> <p>以上2点についてお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。</p> <p>(福島 登 議長)</p> <p>7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p> <p>規約を見ていただきましたか。</p> <p>(執行部側自席：はい)</p> <p>その中に今言う役員というのは2つしかありません。会長と副会長の役員だけです。それから今現在はっきり言ひまして、立ち上げて、今会員を募集中であります。立ち上げて。それは今160人いるという東洋町在住の出品者の氏名がわからないんです。町に対して開示を求めるけども個人情報ということで全く教えてくれません。そういうかたちなもので、160人全員に当たれないんです。だから仕方ないから自分たちであたれる範囲の人だけ集まってもらって会を作りました。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長)</p> <p>田島さん、1分を切りました。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員)</p>

そういう意味から私まだそこまで出ておりません。そしてこの3月の15日にここで会をとります。で、そのときにいろいろそういうものを煮詰めた上で、再度みなさんをお願いに行くつもりですが、ただ4月1日に交代するのでそれまでに1回会をとって、そして町と会社と我々出品者の会とが一同に会して一度今後のことを話し合っておきたいと、そういうことで焦っております。そういうことでまだちょっと手ばかりがあるかもしれませんが、今後煮詰めていく予定でございます。そういうことも踏まえてなにか応援を求めたいという質問ですが、答弁お願いできませんか。

議長

(福島 登 議長)

田島さんもう時間がなくなりました。

7番議員

(田島 毅三夫 議員)

私はほれでいいです。そちらの答弁の方

議長

(福島 登 議長)

答弁いけますか。手島産業、すいません、小池産業建設課長。

(議員側自席：時間かけてもかまん、やってくれ)

産業建設課長

(小池 昭平 産業建設課長)

すいません、ちょっと私の質問のお答えをいただいてないみたいなんです、その総会が開催されてないのに、会として成り立つのでしょうかと

(議員側自席：いやいや、立ち上がったらいいいんではよ?)

それと会員数は何名でしょうかという質問の答えを、募集中

<p>議長</p>	<p>ということは聞いたんですが (議員側自席：よし、ほんならもういっぺん答弁しよか。かまん?) お願いします。 (議員側自席：議長) (福島 登 議長) あと12秒です。できる範囲で答えちゃってください。7番、田島毅三夫君。</p>
<p>7番議員</p>	<p>(田島 毅三夫 議員) はいはい。今現在35人にあたっております。あたって了解も貰うてますが、まだばたばた中で一人一人の契約はまだ上がっておりません。30数名から入会の希望をいただいておりますので、よろしくお願いします。</p>
<p>議長</p>	<p>(福島 登 議長) 7番、田島 毅三夫君の質問が終わりました。 (質問終了時間：14時43分) 以上で、本日の議事日程は、すべて終了しました。 ここで、令和5年3月31日に任期満了で退任される蛭子浩久教育長から、発言の申し出がありましたので、これを許します。蛭子教育長。</p>
<p>教育長</p>	<p>(蛭子 浩久 教育長) 貴重な時間をいただきまして、誠にありがとうございます。</p>

退任にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。私が教育長に就任した2020年春頃から、新型コロナウイルス感染症が全世界に拡大し、東洋町でも感染症対策に明け暮れた日々が続きました。教育委員会としましては、特に子ども達の感染予防に気を配りながら取り組んできたところでございますが、育ち盛りの子供達にとってマスクの着用やコミュニケーションの制限など、とてもしんどい毎日であったかと思えます。しかしこのような中でも子供達は工夫を凝らし、楽しいこと、嬉しいことも作り出してくれたと思っております。私自身もこの3年間で何がやれたのか自問自答し、反省もしているところでございますけれども、これまでご指導ご協力をいただきました、議会議員の皆様はじめ、関係者の皆様に、感謝とお礼を申し上げます、簡単ではございますが退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

議長

(福島 登 議長)

続いて、令和5年4月25日に任期満了で退任される松延宏幸町長から、発言の申し出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸 町長)

定例会閉会にあたりまして、教育長に続き、議会最後となります、ご挨拶を申し上げます。

私の任期満了まであと1ヶ月余りとなりました。今となつては、多々反省すべき事案もあるわけでございますけれども、また満足した事案もございます。町政への様々なご意見もあろうかと思えますけれども、後世に、また第三者にその判断を委ね

なければなりません。今、申し上げることができますことは、若い有能な職員も増えてきております。

これからのデジタル化の時代に向けましては、職員の若い力に期待をしていくことが、今後の希望にも繋がると考えるところでございます。

また時代は、意図する、しないに関わらず、常に変化して、進展していくわけでございますので、組織も個人も新陳代謝の流れに対応していかなければなりません。職員には前例主義に陥らず、失敗を恐れず、萎縮することなく住民目線を堅持して成長して欲しいと願っております。

またこれまでの過程におきまして、職員の支えがあってこそこの12年間であったと思うところでございまして、感謝をしているところでございます。

最後に、3期12年の永きに渡りまして、ご支援、ご協力を賜り、お世話になった町民の皆様、また諸先輩方に、改めて感謝と御礼を申し上げまして、退任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(福島 登 議長)

松延町長、蛭子教育長、長い間どうもご苦労様でした。ありがとうございました。

これにて本日の会議を閉じます。

これで、令和5年第1回東洋町議会定例会を閉会します。

これにて議会放送を終了いたします。

どうも皆さんお疲れ様でした。(閉会時間14時48分)

議長

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員